

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成28年12月6日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第73号所管分の審査	3
質疑（増永和起委員）	
議案第75号の審査	5
質疑（森西正委員、嶋野浩一朗委員、増永和起委員）	
議案第78号の審査	10
質疑（増永和起委員）	
議案第77号の審査	12
質疑（増永和起委員、嶋野浩一朗委員）	
議案第89号の審査	15
質疑（増永和起委員）	
議案第81号の審査	16
補足説明（保健福祉部理事）	
質疑（森西正委員、嶋野浩一朗委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第88号の審査	34
質疑（嶋野浩一朗委員、増永和起委員）	
議案第87号の審査	36
質疑（森西正委員、増永和起委員）	
議案第79号の審査	38
質疑（嶋野浩一朗委員、森西正委員）	
議案第80号の審査	39
質疑（嶋野浩一朗委員、森西正委員、増永和起委員）	
議案第82号の審査	43
質疑（嶋野浩一朗委員、森西正委員、増永和起委員）	
議案第90号の審査	44
質疑（森西正委員、嶋野浩一朗委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
討論（森西正委員）	53
採決	53

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年12月6日(火) 午前10時 開会
午後 3時12分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 増永和起 委員 藤浦雅彦
委員 嶋野浩一朗 委員 森西正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 登阪弘 同部次長 山田雅也
市民課長 川本勝也 農業委員会事務局長 辻稔秀
環境部長 北野人士 同部次長兼環境業務課長 野村眞二
環境政策課長 三浦佳明
保健福祉部長 堤守 同部理事 平井貴志
保健福祉課長 丹羽和人 同課参事 川口敦子
高齢介護課長 吉田量治 障害福祉課長 森川護
国保年金課長 安田信吾

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 坂本敦志

1. 審査案件(審査順)

議案第73号 平成28年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第75号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第78号 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第77号 平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第89号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第81号 摂津市健康づくり推進条例制定の件
議案第88号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 87 号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 79 号 指定管理者指定の件（摂津市斎場）
議案第 80 号 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）
議案第 82 号 摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件
議案第 90 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。昨日の本会議で当委員会に付託されました案件について、きょうはご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦退席をさせていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第73号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 一般会計の補正予算書7ページに、斎場指定管理事業、葬儀会館指定管理事業の債務負担行為の補正が挙げられています。後で条例も出てくるとは思うんですけれども、この件について質問をさせていただきます。

3年間の指定管理の事業を更新するというものだと思いますが、まず、なぜ3年

間なのかということについてお聞きをいたします。

それと、指定管理者の指定先です。施設管理公社を指定管理者に指定していると思うんですけれども、評価の結果が、平成27年度の分が出ておりますが、それぞれ評価は葬儀会館がAで、斎場がBになっていると思うんですけれども、この中身についても教えていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

川本課長。

○川本市民課長 それでは、まず指定管理の期間がなぜ3年かということでございます。

本市が策定しております指定管理者制度の導入に関する指針では、指定管理の期間は原則5年となっておりますけれども、市では現在第5次行政改革実施計画の項目に挙げていますとおり、せつつメモリアルホール为民営化を含めた葬祭事業のあり方の見直しを検討しております。今後、せつつメモリアルホール为民営化をできるかどうかの調査研究を行いまして、この3年間で一定の結論を出してまいりたいということから、3年ということでございます。

斎場につきましても、せつつメモリアルホールと一体的な管理運営が必要であることから、ホールに合わせて3年間としております。

指定管理者の評価でございますけれども、せつつメモリアルホールがAと、斎場がBということで、どちらも指定管理者制度を導入後、施設管理公社にお願いしております。適切な管理運営には努めておられます。その中で、斎場につきましても、職員の能力の向上の部分で今までどおり

にやっていただいているんですけれども、さらに研修等々しまして、能力の向上に努めていただきたいということで、今回Bではございますけれども、全般的には良好にやっていただけているものと思っております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 3年間というのは、せつつメモリアルホールの民営化の検討ということが絡んでくるのだというお話がありました。せつつメモリアルホールは、やはり市民の方に安定的に葬儀もしていただける。また安い費用でしていただけるということで、わざわざ市が建設もして今まで行ってきた部分だと思っておりますけれども、日本共産党としては民営化すべきではないという立場でお話をさせていただいています。まだ決定ではないということで、ぜひ市民のために、こういった活用の仕方ができるのかという観点から、引き続ききちんと市が責任を持って行う形でやっていただきたいと思います。

今、管理者の評価結果というのも手元にいただいておりますので見ておりました。一番よいのがSで、次がA、次がB、その次がCです。Cではないということは、適切な管理はされているということですが、まだもう少し努力すべきところがあるという内容だと思っておりますけど、それがどういう内容なのかというところで見ていきますと、葬儀会館と、それから斎場ともに、やはり今おっしゃられたように、職員の研修について、もうちょっと頑張ってもらいたいというような中身が多かったかなと思うんです。それぞれが頑張ることだけではなくて、斎場と葬儀会館が一体の管理者であるというところのメリットとして、

両方でお互いの中身、斎場は斎場だけの研修、葬儀会館は葬儀会館だけの研修ではなく、一体に情報交換もして、斎場の部分のことも含めて葬儀というものの全体、研修をしていくことが必要というのが、この中身に書かれているかなと思います。

葬儀に関する知識等、これはせつつメモリアルホールですけれども、摂津市の評価の中に施設固有の項目、16番です。葬祭に関する知識等というところで、葬祭分野にかかる豊富な知識に加え、摂津市斎場も管理しており、葬祭業務を一体的かつ効率的に運営しているというところで摂津市は評価をしています。さらに、斎場とともにやっていくようにということも書かれていたと思います。これは職員の資質向上のところで、市の評価はちょっと低いです。6になっています。この中で職員の意識が高いので、画一的な研修に留まらず、葬祭知識の向上のための研修や斎場職員との共同研修を実施していく必要があると書かれております。斎場はBになっていたんですけれども、そちらも職員の資質向上、市の評価では一般的な研修メニューに留まることなく、現場職員の専門知識の向上や、市立葬儀会館職員との共同研修を実施していく必要があるということがうたわれています。評価の高いところでいきますと、不正防止の取組みというところが、せつつメモリアルホールも斎場も両方10がついております。市の評価として、「心付けの禁止などを働きかける取組みを行っている。」「不正防止に対する組織的な風土が根付いており、職員の意識は高い。」ということが、両方ともにうたわれています。

斎場は、PRが弱いとなっていたと思います。それについては、市の評価として6

がついていて、ちょっと低いんですけども、「施設の特性上、情報発信等を積極的に行うことが困難な面もあるが、安定的かつ適正な施設利用を図るため、市立葬儀会館からの情報提供だけに頼ること無く、独自に葬儀社等へ積極的に働きかけるなどの取組みが必要である。」とも書かれていて、なかなかPRのしにくいところではあるけど、今は葬儀会館から斎場の分も含めてPRができていると思うんです。やはり、斎場と葬儀会館が一体的に運営を行っていくというメリットが、ここから見ても非常に読み取れると私は思いますので、3年間でせつつメモリアルホールの民営化を検討するお話でしたけれども、そうではなく、しっかりと市として市民のためにどういう内容で充実させていくのかと。あくまで公立でやっていくということをぜひお願いしたいと思いますので、これは要望といたします。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第75号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

今回補正をされていますけども、これは予算との差額の補正だろうと思いますけれども、平成30年度に大阪府で保険料率の一元化、統一化を目指されるということでもありますけれども、今回この補正の影響

があるのか、全くない補正であるのか教えていただきたいと思うんですけれども。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の補正と、平成30年度の保険料統一化との関連でございますが、直接的な影響はございません。基本的に申しまして、平成28年度において、高齢者医療にかかります拠出金と交付金の確定、それと保険料軽減の世帯数の確定、そういったもので実績に伴うものです。それと、高額療養費、こちらにつきましては、医療費の伸びが予想を上回っておりますので、そういった部分で不足分を補正させていただいております。

1点、高額医療費共同事業拠出金、ここにつきましては、80万円以上の医療費について府下で拠出を出し合い交付をいただくという事業でございます。府下全体の医療費が大きく伸びているという状況になっております。ここについては、府下の保険料とは直接関係はございませんが、府下でやっている事業についての拠出金の不足が見込まれることによって、増額補正をお願いするものとなっております。

以上でございます

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 まだ先の話ではありますけれども、平成29年度にはそれを見越してといいますか、想定しながら、予算も組んでいながら運営していかなければならないと思うんですけれども、まだ大阪府では、統一の保険料になったときの金額というのが示されていないと、来年の夏、秋ぐらい、8月、9月ぐらいだと伺っています。その点、市民に摂津市は今まで独自で保険料率を決めていましたが、統一の保険料率

になり、それはこの保険料率、保険料金であるということになりますので、その点、市民に迷惑のかからないように、そして、まだ市民が平成30年度に保険料率が統一されるということを理解をされていない方がほとんどですので、周知徹底をよろしく願いして、質問を終えたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今の安田課長のご答弁の中に出てきたと思っておりますけれども、1点目は、高額医療費共同事業のことです。今回歳出といたしまして、増額補正が4,000万円されておられまして、それに伴って、国庫からも府からも支出金が出ているという状況になっているわけなんですけれども、この内容というのを見ていくと、例えばがん治療であったりとか、あるいは肝炎に効く薬が非常に高額なものが保険適用になったということが影響しているのかなと思っております。この共同事業というものの自体が広域的な取り組みでございますので、摂津市だけのミクロの視点でいろいろできないのかもしれないかもしれませんが、実際に今回保険適用になりました調剤ですが、実際、摂津市の方はどれぐらいお使いなのか。もしつかんでおられるようであれば、お聞かせをいただきたいなと思っております。また、今後そういった高額医療費に関する措置がふえていく可能性があるのかなと思っておりますけれども、その見通しについても、少しお聞かせいただきたいなと思います。

それと、もう1点は、単純なことなんですけれども、介護納付金です。今回減額補正がなされておりますけれども、この中身が

どういふものだったのか少しお聞かせいただきたいなと思います。

以上でお願いいたします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、嶋野委員のご質問にお答えさせていただきます。

高額医療費共同事業の増額補正についてでございます。4,000万円ということで、額は確定していませんが、事業を運営しております国保連合会から、このままの推移であれば、拠出が足りないということで、毎月実績を出してこられまして、それに基づいて4,000万円を増額補正させていただいたところでございます。

府内全体で事業をしておりますもので、摂津市だけが伸びているというわけではなく、府下全体が伸びておると。その中でも、大阪府全体で見ますと、摂津市としましては、対象者は少ないほうなのか。どちらかと言うと、よその市が伸びている分、拠出金がふやされてしまったと見ております。

摂津市での対象者の件数ですが、こちらにつきましても、私ども国保連合会に抽出ができるのか、抽出方法をお尋ねしたんですけれども、なかなか難しいと。傷病名、C型肝炎とか肺がんの治療薬になってますので、病名から対象をしばって薬を使われているかというような非常に複雑な抽出しかできませんということで、ピンポイントに件数はつかんでおりません。しかしながら、数件見ておる中では、やはりお薬でいいますと、多いものでひと月に350万円ぐらいかかる方で平均でも150万円ぐらいのお薬を使われているというケースが1件見受けられます。そういった部分で高額療養費の支給なんかによりますと、1件その場合四、五十万円、高額療養

費を支給するという件数あたりの単価が上がるような要因ともなっております。

今後の見通しでございますが、薬剤につきましては、先日も新聞報道でもされておりましたが、肺がんの治療薬です。対象とする疾病が肺がんも適用できるということで、対象者が非常に拡大したということで、緊急的な引き下げ、50%の引き下げをされることを決定されたところでございます。

そういった中で、一定この伸びについては、来年以降多少は鎮静化するのではないかなと見ております。

もう一つ介護でございます。

介護納付金につきましては、毎年、年末に次年度予算の国からの通知というものが送られてきます。その中で、介護納付金の一人当たりの単価、国保に関しましては、40歳から64歳の方が介護2号となりますので、介護2号の被保険者数の予測と、一人当たり負担いただく金額が示されます。それで一旦予算化させていただきますが、実際確定するに当たって、若干数値が変わってまいりますので、その分補正させていただいているものでございます。

ちなみに、当初予算では一人当たり6万4,300円の負担ということで国は示されておりましたが、若干確定によって下がりました、6万4,200円ほどに変更となったということで、補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 高額療養費共同事業からなんですけれども、摂津市の状況をピンポイントでするのは難しいというようなお話であったと思うんです。そこは、今後やはり市町村として、しっかりと要望し

ていただきたいなと思うところではあるんです。と申しますのは、やはり当然薬剤を使うということになるということは、やはり疾病があるわけです。その結果として薬を使うわけでございますから、摂津市の市民の健康状況といったものをしっかりと把握をした中で、適切な対応策を打てるんだらうなと思っておりますので、難しいということではございますけれども、そういったところをしっかりと、今後は担当課として要望もしていただきたいなと思っておりますし、この共同事業の拠出金の増が、今後は落ちつくんじゃないかという見通しやおっしゃっておられましたけれども、そこについては、今後どうなるかわからないところもあると思っておりますので、しっかりと、まずは市民の皆さんの健康状況を確認するという意味で、そこについては要望もしていただきたいなというように思っております。

それと、介護納付金のことなんですけれども、単純に一人当たりの単価が下がったということが大きな原因なのかなと思います。これを拝見させていただいて、介護保険の第2号被保険者の方がお支払いされるわけですが、私も含めてそうなんですけれども、要は現役世代の方の人数がこの年度内で減少したことによって減ったのかなということを少し危惧をしておったんですけれども、あくまでもその単価といったものの影響なのか。少しその人数についてどうなのか少しお聞かせいただきたいと思います。再度お願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、介護納付金についての2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、単価の部分でございます。下がり

ましたということを先ほどご答弁させていただいたんですが、これにつきましては、当初予算の単価と比べて若干下がったと。ただ、一人当たりの負担金を経年で見てみますと、ふえておる状態となっております。平成27年度でいいますと、6万2,120円が単価となっておりますが、平成28年度は約6万4,200円ということで、若干上がっております。

被保険者数の状況でございます。被保険者数につきましても、やはり2号被保険者の方というのは減少傾向でございます。被保険者数、平成27年度の決算でございますが、8,545人、平成26年度は8,906人でありましたので、だんだん被保険者数は減少していきっていると。そういった中で単価としては上っておりますが、被保険者数が下がった分、総額の予算としては減少となっておりますという状況になっております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 わかりました。単価は当初から比べると減ったけども、経年で見るとふえているということです。そこはよくわかりました。

被保険者の数なんですけれども、やはり介護保険の第2号被保険者と言われる方は、要するに現役世代の方になるんだろうと思います。その方がやはり摂津市から、もし減少されているという傾向があるとすれば、これはやはりこういったところにも影響があるんだなと改めて感じるところでございます。きょうは副市長がおられますが、民生常任委員会の所管を離れてしまいますので質問いたしませんけれども、ぜひ摂津市を魅力ある、特に現役世代の方に魅力のあるまちをぜひつくっていただきたいなということを要望として

申し上げて終わらせていただきます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 国保の特別会計補正予算の質問をさせていただきます。

今お話がいろいろとありました共同事業の拠出金ですけれども、今回の補正は80万円以上の高額な医療費がかかった場合の部分の共同事業の拠出金がふえるであろうという見込みだということだと思っておりますけれども、もう一つ、1円からの医療費についての共同事業の部分もあると思います。摂津市の給付費で、今回2015年度の決算が上りまして、予算から比べると5億円の乖離がありました。1円から拠出して、そこで交付をするとなれば、たくさんの医療費がうちの市で突然かかるということがあっても、その共同事業から補填していただけるとということだと、一般的には理解をするところなんですけれども、そこら辺の仕組みというんですか、拠出金と、それから摂津市が保険給付医療として見込む金額との関係というのをわかりやすく教えていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

共同事業拠出金と、摂津市の給付費との関係という部分でございます。まず、高額医療費共同事業の拠出金といいますのは、先ほどもご説明させていただきましたが、1件80万円以上の医療費につきまして、保険者間で急激な保険財政の影響を抑えるために拠出した額で80万円以上かかった保険者に交付をするという事業でございます。

もう1点、保険財政共同安定化事業、こちらにつきましては、1円以上の医療費につきまして、1円以上80万円未満です。この医療費つきまして、保険者で拠出金を出し合って、それぞれ交付をしていきましようとなっております。

高額医療費につきましては、高額な医療費のリスクに対応するためになっておりますが、保険財政共同安定化事業につきましては、保険料の平準化が目的となっておりますので、若干拠出の方法が変わってまいります。高額医療費共同事業については、過去3か年の対象医療費実績分をもとに按分がかけられることとなりますが、保険財政共同安定化事業には、所得に応じて拠出金を按分するというのが入っております。そのため、所得水準の高い保険者につきましては、拠出額がふえるという形になっております。

給付費との見込みでございますが、過去の推移を見てみますと、保険財政共同安定化事業、こちらにつきましては、交互といいますか、出したりもらえたりというのが続いておりました。しかしながら、平成27年度に1円化となったことによって、ほぼ拠出超過が見込まれるであろうと、平成27年度においても多額の拠出をさせていただく状況になっております。

そういった中で、給付費との関係で申しますと、共同事業の交付金を算定するに当たって前期高齢者分を控除して計算してしますので、前期高齢者の方の給付費が伸びている場合です、そういった場合においては、共同事業に直接反映しないという部分もでてきますので、少し給付費との関係で申しますと、基本的には給付費が伸びれば交付金が上るといふような仕組みにはなっておりますが、前期高齢者の部分につ

いては、若干仕組みが変わってくるかなと見ております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 なかなか非常に難しい複雑な仕組みであります。一遍にたくさん的高額な費用が突然起こった場合には、確かにそういう助け合いの高額医療費の制度という、これは国もお金を出している部分ですけれども、必要であることについては一定理解もするところなんですけれども、この1円化の部分に関しては、これは国もお金を入れてない部分ですし、摂津市として非常に持ち出しが多くなっているというか、拠出がふえているということが今のお話でもあったのかなと思いますけれども、今高額な部分が摂津市じゃなくても、全体的にかかると、それが摂津市の拠出金に高額医療費の部分では上がるんだというふうなお話で、そこで考えても、じゃあ摂津市が自分のところの医療費をいかに抑えるために、健康増進のためにいろいろ努力するかという、そのモチベーションというのも、このところら辺で大分しんどくなってくるわけです。医薬品のところでも、摂津市はいろいろと努力もされていることだと思うんですけれども、そこら辺のモチベーションが下がっていくということは、非常に市民としてもしんどいし、市としてもしんどいなと思うんです。本来やったら、もっと健康増進のためにしっかり努力してもらって、自分ところの摂津市の医療費が下がっていったということをつかめることが一つ大事なことではあるのかなと思うんですけれども、そういう共同事業でやっていくことによって、そこがすぐにわからなくなって、見えにくくなっていくという部分があると思います。1

田化の大阪府の部分なんかでいくと、これは高額医療のための備えではないわけですから、なおさら何でやってんのという部分も出てくるかと思うんです。一人一人が自分たちの健康に気をつけて、もっともっと市民も健康になる。摂津市の保険給付も下がるという仕組みをどうつくっていくか、市としてすごく大切なことだと思うんですけども、こういう中身が非常に薄れていくということにつながると思います。ましてや、これから言われている、大阪府のやろうとしている府内統一化ということになると、摂津市の中で行う健康増進の問題と、それから保険料というのが全く関連しないとは言いませんけれども、非常に薄くなっていくということも一つは問題点として大きいのではないのかなと思います。大阪府は、そういう健康増進のためにお金をかけるのであれば、それは保険料として料率を上げるほうに使うといいよみたいなことも言ってると思うのです。一生懸命健康増進のために頑張った市は、保険料が高いという、こんな話はないと思うんですけども、そういう考え方も一つ示されているとも聞いています。

府内統一化といいますが、これは何度も言いますが、あくまで保険者に料率を決める決定権はあります。これは国の法律としてそうなっているわけです。特に大阪府だけ別の法律ができたわけではありません。しっかりそのところを踏まえていただいて、いまだに一体、平成30年度の保険料率がどんなふうになるのかのシミュレーションもわからないという中身でどんどんと進められていっている府内統一化に対しては、きっぱりと反対の声を上げていっていただきたいと思います。これも要望といたします。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第78号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

今回の補正については、確定の数字が出てきたための補正だと思うんですけども、今、摂津市の中でこの後期高齢者医療に加入をされている方、何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療の被保険者数でございます。10月末現在ですが、8,808人が後期高齢者医療の被保険者として加入されておられます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 摂津市の後期高齢者医療に加入の方は8,808人というお答えでした。

決算審査のときにも言いましたけれども、摂津市の国保の運営については、非常に市民に寄り添った形で行っていただいていると思うんですけども、後期高齢者医療に移行すると、摂津市の国保の国民健康保険であるところの一部負担金免除とかは使えないということになって、別枠の保険ということになります。75歳以上の方だけを囲い込んで、摂津市は一部負担金

免除、病院に行ったときに、お金の心配をしなくても、低所得の方については医療費が窓口負担が無料になるという制度ですけれども、これを使って命が助かったと喜ばれている方も私も何人も聞いているところですが、75歳になって本当に病院にかからなくてはいけない大変だというような方が、一部負担金免除の制度をなかなか使えなくなってしまう。74歳までは使えていたのに、75歳になったら使えなくなったというお声も聞いています。これは摂津市の責任ではなくて、この後期高齢者医療制度という制度そのものの中で決めているものだから問題があるんだと思うんです。そもそも医療の部分を75歳以上だけ囲い込んで特別な枠をつくるというのは、これは非常に差別的な問題だと、私たち日本共産党はずっとこの問題について反対をしてきています。今、政府は、この後期高齢者医療の保険料、これの引き上げを考えております。今まで特例措置として社会保険に加入している方の配偶者などは保険料がかからなかったのを、後期高齢者医療に入るがために、別枠の一人一人の保険料がかかってしまう。その激変緩和ということだと思っておりますけれども、特例措置として保険料を安く、低くできると。入り口はそういうところでしたけれども、もういよいよそれを取っ払って、保険料引き上げということが、今検討されていっていると思っておりますけれども、本当に高齢者の方にむちを打つようなひどい内容だと思いますので、摂津市としても、ぜひこの問題について、国に対して保険料引き上げをしないように要望をしていただきたいと思います。

また、医療費の負担、これも非常に高くなっていくということも言われておりま

す。こういう問題についても、今は年金がどんどん引き下げられる、こういう過当案が強行採決をされているような状況ですから、高齢者の方々が安心して健康で生活することが土台から崩される状況が起きていると思っておりますので、ぜひとも、そこについてしっかりと申し述べていただきたいと思っております。

この後期高齢者医療の保険料の値上げについて、国に引き上げないように言っていただくというのはいかがでしょうか。お答えをお聞かせください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

保険料の引き上げというところで、現在、特例軽減というものが制度創設時に法定の軽減に上乘せという形で行われております。現在の廃止に向けた動きを先に申させていただきますと、平成27年1月に社会保険制度改革推進本部において、医療保険制度改革というものが取りまとめられまして、段階的に縮小するということが決められております。その中で、平成29年度から原則的に本則に戻すということで、現在7割軽減の対象の方が8.5割軽減、9割軽減と軽減が上乘せされております。

また、旧被扶養者です。社会保険の扶養であった方に関しましても、上乘せで軽減が行われている部分でございます。こちらにつきまして、本則に戻すという議論が進められているところでございます。

現在、国において議論をされている中で、今年度中には結論が出るということをお聞きしております。本市におきましても、これまでも国の要望とかで、市町村で出させていただいた部分があったと思っております。大阪府後期高齢医療広域連合におきまし

ても、こういった部分で要望を出されたというものを聞いておりますので、そういった部分を含めて、国において段階的な廃止と、非常に配慮をした中での見直し等も検討されておりますので、そういった部分は見ていきたいなと思っております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 75歳以上ということは、非常に医療にかかる機会が多くなっていくわけです。どうしても必要な保険証のために、一生懸命保険料を払って医療費を節約する。こういうことも現実起きています。本末転倒してしまっているという状況になってきます。高齢の方々非常に真面目な方が多いので、保険料の滞納ということに関しては、しないようにということで頑張りはあるんですけども、その分自分の健康のための費用がなくなっていくという、おかしな話になってきます。ぜひとも減免制度を今までのとおりきちんとやり続けるようにということをしかりと国に対して言っていきたいと思えます。

それから、後期高齢者医療制度そのものが、私は間違っているということもつけ加えさせていただきまして、質問とさせていただきます。

以上です。

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第77号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険の補正予算について、お伺いいたします。

8ページ、一般管理費の中に、介護保険システム改修委託料というのがあります。この中身について教えてください。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

今回、介護保険システム改修委託料として挙げさせていただいておりますのは、来年4月から始まる総合支援事業に係るシステム改修でございます。特に、新たに事業所の指定を行う必要がございますので、それに関する事業所の手続に関してのシステム改修でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 総合事業に関して、新たに介護事業所が総合事業を受ける中でのことだと、理解をいたしました。総合事業がいよいよ始まっていくわけですがけれども、摂津市は平成29年度に関しては、今までどおり現行相当の要支援の方々のサービスというのは、きちんと本人が希望すれば、もちろんケアマネジャーと相談をしての内容とはなりますけれども、受けていただくということで、訪問介護も、それから通所介護も、両方ともそういうことでいくとお伺いしております。

訪問介護には、新しくA型という緩和された基準の部分を導入されるということですが、これに関しては、大阪府の基準を見て、それに基づいてやっていきたいというお話でしたけれども、大阪府がどのような動きをされているのかということについて、お伺いいたします。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 増永委員のご質問

についてお答えさせていただきます。大阪府の新たな訪問介護A型の資格ということなんですけれども、やはり府下統一の基準として資格を一定提示をしていただいております。

資格の講師に当たる方は、介護福祉士やあと認知症のサポーターを講師にして、二日程度で研修できる内容のものを一定提示していただいておりますので、それをもとに、市も3月までに訪問介護Aの事業所に勤務される方に関して研修できたらと考えておる状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、大阪府が二日程度の研修でこの担い手となる、今まではヘルパーが行ってた要支援の方々に家事援助ということだと思うんですけれども、そういう資格を得られる基準をつくると思うんですけれども、大阪府がやっているから、府内全部一緒なんだから、それでいいんだよということでは決してないと思うんです。やっぱりヘルパーの資格を取るために一生懸命勉強して、試験も受けて、今までヘルパーをやってきたわけです。要支援1、要支援2という方々は、要介護状態にならないために支援が必要やという認定を受けてらっしゃる方なわけですから、ここに対して二日の研修で家事援助に行きますということで、それで足りるとするのは、これは間違った中身ではないかなと思います。いくら本人が選ばれ、ケアマネジャーと相談してとは言っても、やはり要支援の方々に対しては、きちんと専門的なサービスを提供して、今はいろいろまだおできになる。でも、これから例えば認知症の始まりであるとか、いろいろと体がしんどくなってきてはるなとか、そういう気づきの部分です。ここら辺は、やは

りきちんとヘルパーとしての資格を持った人でないと、二日間の研修ではなかなか難しいと思いますし、要介護にならないためのさまざまなサポート、これも専門的な知識があつてこそだと思います。要介護状態になる人がふえるということは、介護保険の給付費の増加にもつながります。摂津市は平成29年度に関しては、ここに対して市が振り分けるようなことはしないと断言していただいているので、それは大きな前進だと思っているんですけれども、導入そのものにまず一つ反対をいたします。

そして、平成29年度はそうであったとしても、平成30年度以降、どうなるかわからないというお答えもいただいておりますので、決して、そこに要支援の方々に当て込むことがないようにということをぜひお願いしたいと思っております。これは要望としておきます。

それから、通所介護です。摂津市は通所介護に関しては、C型短期集中リハビリなどで、けがをされたりとか、そういうことになって、要介護、要支援の認定を受けられた方に対して、短期集中でそういうことをするサポートを考えておられるということです。また、一般の予防事業として、つどい場などたくさんつくって、介護状態にならないための元気な高齢者の方々にしっかりとサポートしていきたいというお話で、これはなかなかいい内容だなと思っておりますけれども、この一般介護予防事業であるといつてやっているつどい場が、要支援の方々のデイサービスの代替みたいな形になる部分というのが非常に懸念はされる場所です。これはB型というボランティアを中心として要支援の方を受け入れるというのを国は考えております。こことの違いです。摂津市の思

いみたいなものをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

平成29年度に関しましては、まずは介護予防に力を入れていくということで、通所の部分、特につどい場に関しては、一般介護予防事業で、まず一般高齢者の方々が身近に通える場所で、週一回定期的に体操等を行う、それが介護予防になっていると考えております。

その中で、もしお近くで希望されるような方がおられましたら、要支援1の方でも利用していただける、そういう仕組みをつくっていただけると思っております、実際今、モデルでさせていただいているつどい場では、65歳以上の高齢者の中に、人数的には大体1割から2割、多くても3割程度なんですけれども、皆さんお元気に介護予防の体操等をされているという状況を見させていただいております。やはり、お元気な方々の中で一緒にやることで、お元気になっていく部分があるのではないのかなということです。近隣市によっては、今増永委員のお話があった通所サービスのB型をされているところがあるとは聞いておりますけれども、まずは一般介護予防で、つどい場をしっかりと確立させていただくということがまず前提ではないのかなと考えております。その中で、力があり、やっていただくところがあれば、そういうお話もあるかもしれないですけれども、今市として考えておりますのは、一般介護予防で、つどい場をしっかりとつくっていくということが、この平成29年、平成30年の目標ではないのかなと考えて

おる状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 やはり、要支援や要介護とならないための取り組み、これは本当に大事なことだなと思っておりますので、そこにしっかりと力を注いでいくとおっしゃる摂津市の方向性というのは評価するところです。その中で、別に要支援の方が実際には参加できるのに排除するというのを求めているわけでは決してありません。地域の方と一緒にいろんな楽しい時間を過ごしていただくことというのは、要支援の方にとってもいいこととも思っておりますので、その中に何人かいらっしゃることについては、別に問題はないと思うんですけれども、安上がりのデイサービスの下請として、こういうボランティアの方々に担っていただくというのが、国のやり方だと思います。そういう安上がりにするための下請として、要支援の人のお世話をしてもらうというのは、これは現実的に考えると非常に危険も大きいですし、ボランティアの方に対しての負担もすごく大きくなってくる。担えるのかというような問題もあると思うんです。ですので、やはり、あくまで、この部分については、今おっしゃったように、予防の部分を中心としてやっていただくということで、決してB型という形に移行することのないように求めて、私の発言を終わります。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わり、次、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 後づけになってしまいました。申しわけございません。

予算書の8ページ、9ページなんですけれども、第1号被保険者の保険料の還付金ということで、過年度分の保険料です。今回150万円です。増額の補正をされてお

ります。当初が200万円を見込んでおられて、150万円の増額というのは、割合としては非常に高い割合になっていると思います。この状況をどのように担当課として分析されておられるのか。少しお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 それでは、嶋野委員のご質問についてお答えさせていただきます。

例年還付金は、予算としては200万円を取らせていただいているのですが、大体90万円くらいまでで、この5年間ですと、増加傾向にはあったのですが、50万円から90万円の範囲内で終わっている状況でした。今回のように急に非常に多くなるということはなかなか想定されていなかったと考えております。この過年度分の払戻金というものは、前年度に、例えば申告漏れ等があれば、何年かにさかのぼって返還等があるケースもございまして、一例ではございまして、例えば1件で18万3,870円とか13万8,960円とかという形で、高額な方の分が何年かにさかのぼってきたものが集中したのかなと、思っているところがございます。なかなかその時々、いつの時期に還付をされるかということは予想がつきにくい部分もございまして、今回、非常に還付金の実績が多くなったのではないのかなと、思っております。

この前月末、11月30日現在でいうと、もうほぼ還付金の実績額が200万円に近い形になっておりますので、増額をお願いしたいということで、これは一過性のものではないのかなと、思っているのですが、この推移を見させていただいて、また来年度の額は確認させていただけた

らと思っております。以上です。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 非常に今までと比べると、今回の補正は例外的というか、非常に特殊なケースであったというお話であったと思います。還付金ですから、いつ来るかわからないということはよくわかるのですが、そうなると、やはり心配されるのは、今までに、本来申告していると還付されたものが還付されずに、経過をしたものがあったのかと思ってしまうのですが、そうなったときに、本当にしっかりと正しい情報というものが伝わっているのかということが行政として非常に大事な務めだろうと思っております。次年度以降、どうなっていくのかは難しいところなのかもしれませんが、しっかりとそういうことをつかみながら、本当に正しい情報を、皆さんがわかるような取り組みをこれからしっかりと工夫をしていただきたいなということを要望として申し上げたいと思います。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第89号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 主任ケアマネジャーの研修の部分の条例だと思えます。この条例改正の趣旨と、主任ケアマネジャーで、この対象になるような方はどれくらいいらっしゃるのか、教えてください。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、この法改正の趣旨といいますのは、主任ケアマネジャーの資格が5年で、現任研修等を行って、更新していくという仕組みに変わりましたので、それに関して規定させていただいたという内容でございます。

どれくらいいるのかということですが、主任ケアマネジャーの資格自体は、ケアマネジャーのお仕事を5年間された方が研修等を受けて取得できる資格ということで、大阪府等で実際にされているということでございまして、主に勤務先が包括支援センターになる状況です。包括支援センターの3職種と言われる社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーということになっておりますので、そのお一人ということですから、どれくらいいるのかということは、市で把握することはなかなか困難でございまして、摂津市の包括支援センターでは主任ケアマネジャーの方は4名おられる状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ケアマネジャーに加えて、もう一つ、主任ケアマネジャーというのはまたいろいろとこれから総合事業なども入ってきますと仕事がふえていくのかなと思います。一人一人それぞれかなりの人数を抱えていらっしゃる。特に包括のお仕事などは、本来なら地域包括センターは摂津市には2か所必要だということも聞いております。それを今は1か所でやっておられるということで、大変加重になってきていると思うのですけれども、きちんとした手だてを摂津市としても支援をしていただきたいたいと思います。要望としておきます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませぬか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時7分 休憩)

(午前11時8分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第81号の審査を行います。

補足説明を求めます。

平井保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 それでは、議案第81号、摂津市健康づくり推進条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年の第1回定例会におきまして、市政運営の基本方針の中で、国立循環器病研究センターを核とする北大阪健康医療都市の動きを契機としまして、健康づくりの理念をはじめ、健康の観点から禁煙エリアの指定を盛り込んだ(仮称)健康づくり推進条例を制定する旨の方針が示され、今定例会に条例案をご提案させていただき運びとなりました。

それでは、前文及び条文に沿ってご説明させていただきます。

前文については、まず、健康が充実した市民生活を送る基本であり、市民共通の願いであることを述べております。

次に、本市では、昭和61年に健康都市宣言を行い、さまざまな取り組みを行ってきましたが、現在は少子高齢化の進展や2025年問題など、市民の健康づくりの重要性が一層高まっていることを述べております。

そして、このような中で、全ての市民が健康であることの重要性を自覚し、また、健康への理解や関心を深めることに努めることとあわせまして、地域社会全体で健康寿命の延伸に取り組む必要性を明示し

ております。

そして最後に、全ての市民が生涯にわたってすこやかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に向けて健康づくりを推進することを決意し、この条例を制定するというふうに結んでおります。

次に、第1条では、この条例の目的を定めております。

第2条では、健康づくり、事業者、健康づくり関係者及び健康づくり関係団体の定義を定めております。

第3条では、基本理念について、健康づくりは市民が生涯にわたって主体的に取り組むこと。さらに、市民、事業者、健康づくり関係者及び本市が相互に連携協力して取り組むことを定めております。

第4条では、市民の役割について、みずからの健康の意識の向上や個人の状況に応じた健康づくりの積極的な取り組み、また、健康診査の受診等により、みずからの心身の状態を把握することに努めることを定めております。

第5条では、事業者等の役割について。事業者、健康づくり関係者、健康づくり関係団体の役割を定めるとともに、これらの事業者等は市が実施する健康づくりの推進に関する施策への協力に努めることを定めております。

第6条では、市の責務について。市は健康づくりに関する施策を策定し、実施することを定めております。

第7条では、市が健康づくりの推進するための基本的な計画を策定すること、また、計画を策定する際は、附属機関である健康づくり推進協議会に意見を聞くことを定めております。

第8条では、市が実施する健康づくりに関する施策を定めております。

第1号で、生活習慣病等の予防に関する知識と普及と啓発。第2号で、食生活や運動、喫煙等の生活習慣の改善を図るための必要な環境の整備。第3号で、定期的に健康診査や歯科検診の受診及び保健指導を受けることの勧奨。第4号で、妊産婦及び乳幼児の健康診査や保健指導等の保険サービスの提供に対する体制の整備。第5号で、心の健康の保持及び増進。第6号で、健康づくりに必要な情報の提供。第7号で、健康増進法第25条で規定する受動喫煙の防止に関すること。第8号で、これらの事項以外に市長が必要と認めることを定めております。第9条では、健康づくり推進月間について、市民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進月間を11月とし、市はこれにふさわしい事業の実施に努めることを定めております。第10条では、第8条で定める市の施策である受動喫煙の防止に関し、重点的に推進する必要があると認められる地区を路上喫煙禁止地区にすることができること。また、指定したときは、その旨を告示することを定めております。第11条では、路上喫煙禁止地区において、何人も喫煙をしてはならないと定めております。

第12条では、路上喫煙禁止地区において、違反している者に対し、市長は必要な指導、または勧告することができることを定めております。

第13条では、この条例の施行に関する必要な事項は市長が定めるとした委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

また、本条例第7条第1項で健康づくり推進計画を策定するに当たり、附属機関である健康づくり推進協議会に意見を聞く

ことを定めましたので、摂津市附属機関に関する条例中の健康づくり推進協議会の担当事務を改正いたします。

以上、議案第81号摂津市健康づくり推進条例制定の内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、もともとは健康都市宣言で、理念から条例を制定して、具体的なことになってこようかと思うのですけれども、今、ご説明をいただいたのですけれども、健康まつりとか、そういう講座とかで国立循環器病研究センターの方が来られて、講座ともしくは話をいただくということでありますけれども、ここで言いますと、市民全体に健康づくりを勧めていくということでありますけれども、市民全体に対して国立循環器病研究センターとの関係を進めているのか、今のところどういうふうにご考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

生活習慣病、食生活ということでありまして、これは人の一生の生き方になるかと思うのですけれども、その点も、市民もしくは法人の方にどのように進めていくのか、その点について、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

健康診査受診率について言うと、摂津市の中でも100%ではないと、摂津市は他市に比べてもそう高くはないということですが、まずそこを高めていくという形も進めていかなければならないと思っておりますし、また、ここで言うたばこについて、路上喫煙に関しての部分もありますが、市としては、たばこを販売して、それに伴ってたばこ税という形がありますけれども、そ

の点について、たばこを販売される事業所との話等も含めて、どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 森西委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

国立循環器病研究センターとの関係ということでございますが、もともと、この条例ができたきっかけになったものは、国立循環器病研究センターがこちらに来られるということで、健都を中心にして、さまざまな取り組みを考える中で、どういう健康づくりをしていこうかということを受けて、私どもが協議会に諮問させていただいて、答申をいただいて、本条例をつくったという経過がありまして、直接的な健康増進の事業ではございませんが、この条例策定について国立循環器病研究センターがこちらに来られるということがきっかけになってということでございます。

具体的な国立循環器病研究センターとの連携につきましては、先ほど委員からお話ございましたが、具体的には医師の派遣でありますとか、今の健康事業のアドバイスをいただいたり、実際には講演会に来ていただいてということでご活躍をいただいております。

特に、本年度につきましては、糖尿病にスポットを当てまして、プログラムをつくる段階から国立循環器病研究センターのドクター、栄養士の方にアドバイスをいただきながら企画を考えてまいりました。

次年度におきましては、先ほどございました糖尿病ではございませんが、心臓に今度はスポットを当てて、国立循環器病研究センターのドクターと今事業を考えているところでございます。

なかなか健康問題を市民全体にということで、一足飛びにとはいかないのですけれども、国立循環器病研究センターの先生に来ていただいて講演会をいただくとか、あとはそういうプログラム、アドバイスをいただくというところで連携を深めているところがございます。

それから、路上喫煙のところについて、答弁させていただきます。

たばこ税との関係ということでございまして、本条例で禁煙の地区を指定できるということをやったでございます。これにつきましては、健康増進が観点になっておりまして、受動喫煙も当然ですけれども、喫煙についても健康上余りいい影響がないというようなデータもございますので、健康推進の観点から、たばこの喫煙についても一定啓発はしていかなければいけないと考えております。

ただ、たばこ税との関係ということもございまして、やはり本市におきましても数億円のたばこ税が入っているのですけれども、やはり健康の観点から言いますと、喫煙、また受動喫煙を防止していくことというのは非常に重要になっておりますので、吸われることもやはり法律上認められるところがあるのですけれども、健康の推進という観点では、一定、喫煙を減らす、受動喫煙を防止していくという施策を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 私からは2点お答えさせていただきます。

1点目の食生活の課題ですが、これについては、人の生き方というところもあり、どのように推進していくかということですが、基本的にはやはり食事は1日3食取

るものですし、やはり嗜好等の問題もあり、基本的な食事を周知するにはなかなか工夫が要るかと思えます。ただ、府全体でも先日発表がありましたように、ご飯と麺類やご飯とおこのみ焼きとかの粉物との組み合わせで、かなりバランスが悪い、また所得と食事の偏りについても課題として提示があったかと思えます。市民の方に気づいていただかないと、なかなか改善は図れないかと思えますので、ホームページや、現在保健福祉課では野菜バリバリ運動ということで、毎月食育の日である、19日にホームページに食事に関するコラムを発表するなどという形で、地道ではありますが、食生活の重要性について周知を図ってきております。

また、食事については、生涯を通じてということになりますので、高齢者の事業についても、食事という点で地域福祉通信等を用いましてPRをさせていただいているところです。

健康診査の受診率についてですが、ご指摘いただきましたように、まだまだ高いとは言えない状況にあります。今年度でしたか、健診の案内を同封するパンフレットを少し工夫をしまして、かなり目を引くような物に変えたり、あるいは従来からですが、がん検診とのセット健診で、PRも行うというような形で、働いていらっしゃる方にも1日で双方の健診が受けられるように、対応を図っているところです。

また、こちらも地道ではありますが、ホームページによるPRや医師会からのPR、あるいは口コミによるPRということで、機会を捉え健診を勧めさせていただいて、健診を受けていただき、健康に関心を持っていただけるよう、まずは健診を受けてくださいというPRを今後も図っ

ていきたいと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 今、ご答弁いただいたのですけれども、これは本当に多岐にわたる幅広いことでもありますから、努力して推進していくということになると思うのですけれども、ただ、この条例をつくられて、そうしたら成果というか、ただつくっただけで、皆さん努力していただきだけではいけないと思うのです。やはり条例を制定する前とつくった後では、こういう変化がありましたとか、例えば体の変化や健康寿命が延びましたとか、そういうものがないと、条例をつくったから健康になったのかわからないので、その点は条例をつくる前とつくった後で、摂津市民にはこういう変化がありましたという成果と効果がわかることが必要だと思いますので、これはさまざまな統計なり、いろいろな部分があるかと思しますので、その点はぜひとも示していただきたいと思ひますし、またその成果、効果が上がるような形をぜひともつくっていただきたいと思ひます。

国立循環器病研究センターとの関係ということですが、それは国立循環器病研究センターが研究をされている健康について健康まつり等の講座、講演なりというものをさせていただいておりますけれども、それは恐らく特定の方だけになろうかと思うのです。それを市民全体にどうやって、健康というものを広げていくのか、この仕組みをどういうふうにしていくのか、もし、今のところ考えているところがあれば、説明をいただきたいと思ひます。

これは市民だけではなくて法人もそうですし、恐らく今、学校では食育ということで、朝ご飯を食べるよということ指導をしていますけれども、なかなかそれ

も100%という形にはなっていないです。その100%というような形になっていないところで、この条例をつくられて進めていかなければならないと思うのですけれども、どういうふうに進めようと考えておられるのか、その点もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 森西委員のご質問にご答弁させていただきたいと思ひます。

まず、事業の評価につきましては、ご指摘がありましたように、ここで施策等も具体的にはうたってございませませんが、具体的には第2次摂津市健康増進計画で具体的に上がっています。その部分を進めながら、本施策、条例が推進できているか、評価、分析して、次の計画というか、より健康増進を進めてまいりたいと思ひております。

国立循環器病研究センターとの連携をどういうふうに市民に広げていくかというご意見でございますが、今のところ、国立循環器病研究センターだけではございませぬ。先ほど、食育の話もございましたけれども、一つは、健康というものは自分自身がやるもので、強制されるものではございませぬので、いかに啓発をしていくかというところがポイントだと考えてございます。摂津市保健福祉総合ビジョン2016にも書いていますけれども、情報の提供の方法について力を入れていきたいと考えております。ホームページもしかりですし、高齢者の方はやはりお話を聞いていますと、まだまだホームページというか、デジタルでの情報提供を受けにくいという状況がありますので、校区等福祉委員会、自治会長等にご協力いただきながら、健康事業、地域福祉の事業と一緒に、アナログ、新聞というか通信というか、A3版ですけ

れども、そのような資料を提供する範囲を広げていっているという状況でございます。

また、今後も国立循環器病研究センターとより多くの市民を対象にした事業等も検討していきたいと考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 なかなかこれは大きい話で、また、成果、効果というとなかなか難しいことになってこようかと思えますけれども、先ほど、介護保険の特別会計でつどい場というようなこともありました。そのようなことも一つですし、本当に一つ一つ、あらゆるところで健康というものを進めていかなければならないと思えますし、市民の方がやはり意識を持っていただいて、私も欲に負けてしまうので人さまに言えないのですけれども、そこを常に意識をして、自分の体を、将来、一生のことと考えていただいて、目先の欲に負けないように意識を持ってもらうということが必要だと思えますので、これがただ条例をつくただけということにならないように、ぜひとも頑張ってくださいたいと思えますし、皆さん、健康という意識は持っておられると思うのですが、市民皆さんの意識が変わるように、さらに強い意識を持っていただきますように、ぜひとも取り組みを行っていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 この条例の文面を見っておりますと、推進計画が策定されるみたいですが、策定されると、当然数値目標とい

ったものを伴う計画になるのかなと推測されるわけなのですけれども、それで一度、どのような推進計画になるのか、そのイメージをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、実際に健康づくりを進めていこうとすると、今、森西委員も触れておられましたけれども、つどい場なども平成29年度以降に集会場を活用しながらやっていくと。その中で認知症の予防ということで、先進的な取り組みもやっていくのだというお話が本会議でもあったのかなと思えます。

現在も校区等福祉委員の皆さんであるとか、本当に多くの皆さんのお力をいただきながら、健康づくりが進められているのかなと思っておりますけれども、そうなってくると、やはり関係団体の育成といいですか、支援といいですか、そこはさらに今まで以上に大きなウエートが占められるのかなと思うのです。その点について、今回、この条例を制定されているわけですから、その点についても何かお考えのことがあるのかなと思えますので、少しお聞かせいただきたいなと思えます。

それから、具体的な話になるのですけれども、これを見ておきますと、第8条の中で、いろいろと項目を上げていただいております。その中で、第5号ですが、「心の健康の保持及び増進に関すること」といったことが書かれています。これは非常に大事なポイントなのかなと思っております。関係ないかもしれませんが、年間で大変多くの方が自殺をするということも社会的な問題であるとかねてから言われていることでありまして、やはり心の健康ということは非常に大きなポイントになるのだらうと思っておりますけれども、この点について、今もされているのかもしれませんが

が、今後、具体的にどのようなことをされていかれるのか、これはイメージになるかもしれませんが、お聞かせいただきたいと思います。

それから、路上喫煙のことですが、恐らく路上喫煙の禁止地区をこれから決めていかれるのだらうと思います。その点について少しあるならば、お聞かせいただきたいと思っておりますし、路上喫煙ということは、いわゆる受動喫煙といったことがシビアになるのかなと思っておりますけれども、それプラス、私は歩きたばこの危険性ということについては、やはりもっと啓発をしてかなければいけないのかなと思っております。

いつか忘れましたが、摂津まつりの中でもそういったことがあったと思うのです。それが大きな教訓になるのかなと思っております。ということは、歩きたばこも基本的には禁止をしていくべきであって、そうすると、むしろ市域の中でたばこを吸える地域自体が限られてくるのかなと思っておりますし、そういったところで、喫煙に対しての総合的な考え方も示していくべきなのかなと思っております。その点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私から、第8条の第5号の心の健康の保持及び増進に関することについて、どのような予定があるかというご質問です。

今、ご質問にありましたように、自殺ということで、中心となるのは自殺対策かと思えますが、現在、実施しています事業としては、ゲートキーパー研修です。そういう心を病んでいらっしゃる場合にご相談をされるであろうということで、民生児童

委員への研修会の開催や、今年度につきましては、青少年の自殺も大変ふえているということで、高校生を対象とした研修の開催をしております。また、この研修会については、年に1回で進めているところですが、やはり予防的な視点で対象者の選定をしながら、実施、継続をしてまいりたいと思っております。

また、ほかには、やはり育児期に鬱のようなご状態になられる方もおられますので、第8条の第4号にあるような母子保健サービスの提供に係る体制というところにもなりますが、やはり孤立を防ぐための対策についても同時に取り組みを進めていきたいと思っております。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 嶋野委員のご質問に答弁させていただきます。

まず、企画についてのイメージでございますけれども、計画につきましては、既に摂津市の増進計画という計画がございます。この計画を先ほどお声がありましたように、抽象的な部分が非常に多かったところがございまして、昨年度、一定、これを見える化ではないですけれども、数値であらわして、比較できるものはできるように補完しましたものがこのまちごと元気！推進プランでございます。

本条例で、施策等も進めていくということ強くうたわせていただきまして、さらに、この計画を推進してまいりたいと考えております。

あと、つどい場の関係と、今校区等福祉委員会がやられていますサロンにつきましては、逆に調整というか、同じような内容になる部分もございまして、現在サロンをやられているところにつきましては、そこに通っていただければ、一定同じよう

な体操とかもやっていることもございますので、逆にそこと離れたところでつどい場を設定していただきますように、高齢介護課並びに社会福祉協議会とは調整をしているところでございます。

やはり、つどい場につきましても、現状行われているサロンと、離れたところでやって、今、サロンに来られない方等にもそこに来ていただく。あわせて、要介護認定の方を、今入っている方も呼び出して、ご利用いただくことで、有効なサロンやつどい場ができるのではないかとということで、調整をさせていただいているところでございます。

次に、路上喫煙の具体的な場所についてでございますが、この場所につきましては、一つは路上喫煙と受動喫煙につきましても、大変多くの市民から苦情を寄せられているところでございます。苦情を多く寄せられているところを具体的に挙げますと、やはり千里丘駅の西口改札の出口周辺です。ここににつきましては、やはりたくさんの方が一時で集まる時間帯がございます通勤時間、その時間等に苦情が集中してございます。

そのほかに苦情が多いのが、阪急摂津市駅の横の踏切のところの苦情が多ございます。これも通勤時間帯、朝、非常に長時間踏切が閉まるような状況がございますので、そこで人がたまり、たばこを吸われるということで、受動喫煙の苦情がたくさん寄せられております。

具体的な地区につきましては、今申しましたような市民の声を生かしながら指定していきたいと考えております。ただ、地区指定につきましては、地元の市民の声、自治会の声でありますとか、やはり商業地域になれば、商店の方等のご協力も不可欠

になってまいりますので、そこと調整をさせていただいて設定していきたいというふうに考えております。

当然、受動喫煙とあわせて、火のついたたばこを、通常大人が下におろしますと、子どもの顔付近に来ることもございますので、火のついたたばこについての火傷についても、あわせてPRをしていきたいと考えております。

たばこについては、先ほどの答弁でもさせていただいたところなのですが、健康面で考えますと、悪影響が多いと考えておりますし、これは喫煙もしかり、受動喫煙もしかりでございますので、保健福祉課としましては、やはり、先ほどのプランの中にも入れてはいますが、総合的には喫煙率を下げたいとは考えてございますが、一足飛びに全市を路上喫煙禁止区域にということは現状では考えてございません。以上でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 少し補足をさせていただきます。

先ほど、心の健康の保持、増進ということで答弁させていただきましたが、やはり若い世代の閉じこもりも大変大きな課題となっておりますし、また、高齢者においても、やはり一人暮らし等で家に閉じこもるということも多く聞きます。そういった鬱の前兆といいますか、予防ということで申しますと、先ほどのつどい場といった事業も心の健康の保持、増進ということで、効果的なものになるのではないかと考えていますのと、保健所で心の健康相談ということで、出張相談を月に2回摂津市でもしていただいておりますので、そういった専門的な立場の方との連携も今後ますます重要になってくるのではないかと考え

ております。よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 本当にご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、心の健康のことでご答弁をいただきました。特に気になるのが、高校生に対して研修されていかれるというようなお話があったのですが、特に思春期というものは、やはりつまずきがあったりするわけです。しかし、それは後から見ると必要であることもたくさんあるわけで、しかし、そこをどう受けとめるかというところは非常に大きな問題なのだろうと思います。そこが閉じこもるという表現を使われましたが、閉じこもりだったりとか、ひきこもりというような問題にもつながっているのかなと思います。そうなるくと、やはり特に若い世代に対しては、何か自分の中で目標となるものがあるのかどうかとか、常にそれがだめだとしても、次に何か見つけられるのかとか、そういったところに主眼を置いた取り組みがやはり私は大事なことなのかなと私は思います。これは、学校教育とも密接に関係してくるところなのかもしれませんけれども、ぜひ、そういった観点から、若年層といえますか、小学生も含めて、中学生、高校生に対してはそういったアプローチもぜひ行っていただきたいなと思います。これは要望として申し上げたいと思います。

それと、若年層ではない方と言うと表現に語弊があるかもしれませんが、ゲートキーパー研修ということもされておられるということでございますので、何かみずから自殺を選択されようとする方は、その寸前のところで誰かに相談できると、効果があるということも少し聞いたことがあります。私も余り詳しくはないのですけれど、

ども、そういったこともありますので、もっと広くPRをして、皆が認知をしていただかないと意味がないと思いますので、この点についても工夫をしていただいて、よりよいものにしていただきたいと思っております。

それから、推進計画の数値目標のことでございまして、確かに今までの計画自体が抽象的なものであって、それを少し数値化したものがまちごと元気！推進プランであるという答弁だったのかなというように思うのですけれども、これは矛盾するかもしれませんけれども、例えば数値目標がしっかり伴った計画は立てていただきたいと思います。ただ、全てが全て数値化できるかという、なかなかできないこともあります。数値化できないのだけれども、ずっと言い続けるといったことも大切だということもあるわけですから、変に数値化にこだわって、こちんまりとしたものをつくるのではなくて、もちろん数値化できるものは数値化していただいて、しかし、もっと幅の広い大きな計画といったものを心がけてつくっていただきたいなというように、これも要望として申し上げたいと思います。

それから、関係団体のことでございましてけれども、つどい場とサロンの調整というお話もしていただきました。地域福祉計画といったものができたときから、地域福祉の担い手といったことは非常に大きな課題であったのかなと常に思っております。

しかし、今後はより多くの方が地域で過ごされる時間がふえてくるわけでございますので、そういった方が今度は担い手として活躍していただくということは十分に可能だと思っております。ただし、そこはいろいろな工夫がやはりあるべきなの

かなと言うように思っております。

例えば、まちでボランティア活動に従事されると、ポイント制があったりとかということもあるわけですので、そういった先進的な事例も参考にさせていただきながら、摂津市ならではの地域福祉といったものをつくっていただきたいなと、これも要望として申し上げたいと思います。

それから、路上喫煙についてですが、市民からいろいろ苦情がある。その声をもとにしながら、活かしていきながら、禁止地区を指定していきたいというお話だったのかなと思います。それとあわせて、先ほど少し近いことを課長がおっしゃったと思うのですが、例えば、通学路においては、子どもの通学時間には歩きたばこはやめてくれということは具体的に言えると思うのです。そういったことについては、今すぐに答弁ができないかもしれませんが、私はやっていただきたいと思っておりますが、少しその点についてはお聞かせいただきたいと思います。

それから、ことしの7月に、千葉県柏市に視察に参りまして、いろいろな取り組みを拝見してきました。理事も一緒に同席していただきましたけれども、その中でいろいろな取り組みがあったのですが、柏市の場合は、例えば、会社を定年退職されて、地域に戻ってこられたとしても、いろいろと活躍する場があるのです。これは、生涯学習のまちづくりと健康づくりがやはり同じではないのかなということを改めて感じたのですが、そうすると、やはり、この健康づくりを進めていこうとするならば、生涯学習という視点は欠かせないのかなと思っております。きょう、せっかく副市長がお越しでございますので、そうなってくると、機構改革と

は言いませんけれども、そういった課を超えた取り組みといったものもやはり行っていく必要があるのかなと思っておりますが、そのあたりについて、少し行政としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。2回目は以上でお願いします。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 地区の指定に関して、今の考え方を説明させていただきたいと思っております。

委員から、通学路、通学時間帯というようなご要望もございました。市民の方々の声では、例えば、公園や広場、特に未成年者のように特にたばこの影響が強い方が集まる場所等でもおたばこを吸われる方がおられるというようなお声もいただいております。

まず、私ども健康推進の観点から、まず第一歩、今、一番ご要望が多い地区について取り組みをさせていただいて、その次には、さらに禁煙対策、受動喫煙防止を進めていくという観点から、さらに次の対策地区と考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

生涯学習と健康づくりということなのですが、少し逆論で言いますと、不健康な人はいろいろな社会のところでは活躍ができないと、これは一つ言えるのではないかなと。やはり、自己の健康管理をしっかりしてこそ、いろいろな場面でしっかり活躍できるのではないかなと思っております。また反対に、生涯学習を、要は本当に推進される方、あるいはしっかり自己検診をされる方、こういう人たちは自分の健康にも関心が高いのではないかなというふうに思っております。相関関係はありとい

うふうには思っております。

先ほどのたばこの部分で補足の説明をさせていただきたいと思えます。

完全に禁煙の学校に通っているたばこを吸わない家庭の子どもがたばこ由来によるニコチンを検出されたことがある。その原因を調べますと、通学途上でたばこの煙を吸い込んでいたというようなことがあるそうです。そういう部分では、東京都では、路上喫煙の禁止とか、そういうような対策がなされております。

今回、この条例を挙げておりますのは、あくまで理念条例ということでご理解をお願いしたいと思います。ただ、理念条例の中でも、喫煙の対策の部分については、項目を挙げて、より受動喫煙については制約をしていきたいというようなことで、具体策を喫煙の場合については挙げております。

喫煙の部分なのですけれども、2020年に東京オリンピックが行われます。この東京オリンピックのときに、IOCとWHOが2010年にたばこのない五輪ということで、要は合意をしております。最近では、リオのオリンピック、ここでは、建物内では原則禁煙となっております。それから、2014年のソチの冬季五輪では、罰則ありで、飲食店あるいは宿泊施設、学校、医療機関では屋内禁煙ということが義務づけされております。そういう意味では、2020年の東京オリンピックを機会に、大いに禁煙対策が進んでいくのではないかなと。ことしの10月に厚労省が案を出して、それぞれ提示をして、各関係団体に意見を聞いております。ある団体では、厳罰化をすべきではないか。ある団体においては、建物内を禁煙にすると、商売に影響が出てくる。喫煙室が設けられたらそれで

オーケーというふうに厚労省は言っているが、お金がかかること、スペースがないということで、賛否両論でございます。

そういう意味では、来年の国会には一定の方針を決めて、法律案が通されると聞いております。その中では罰則の規定もあるのではないかなと予想をしております。そういう部分では、今回、禁煙の部分についての受動喫煙に対する制約を決めておりますが、国の動向によって、本市の条例も影響を受けるのではないかなと思っております。

ただし、受動喫煙の部分については、世の中全体については非常に厳しい目を向けておられますので、どんどんと喫煙者については非常に肩身の狭い思いをするのではないかなと思っております。

ちなみに、2005年で男性では39%の喫煙率、それが10年後の2015年には、男性が30.1%ということで、どんどん喫煙者は減っていく状況になっております。そういう意味では、今回、条例を挙げさせていただいて、その事由に乗りまして、できるだけ受動喫煙をなくしていきたいというのが今回の条例の趣旨でございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、路上喫煙のことでございますけれども、課長からご答弁ただいて、その後、副市長からも補足でいろいろと国の今後の状況等も含めたご答弁をいただきました。

まずは、一度、モデル地区をつくって、そこから始めたいというようなお話ではなかったかなと思いますが、その点について、ぜひしていただきたいなと思えます。

それプラス、副市長も今おっしゃっておられましたけれども、全くたばこを吸わな

い家庭の子どもが、たばこ由来のニコチンが検出されるという問題は、私はなかなか看過できない問題ではないのかなというように思います。

そうしたら、例えば、たばこ以外で、車の排ガスであるとか、いろいろなものがあるわけで、全てを規制することはできませんけれども、ただ、やはり子どもが通学している時間くらいは、その地域ができるのだろうなというように思っておりますし、モデル地区にとどまることなく、副市長のお言葉をおかりすると、これから国の動向を見据えた中で、進んでいくということですが、やはり摂津市は摂津市として、主体性を持って、また、摂津市の特徴をしっかりと踏まえた計画をぜひつくっていただきたいなということを、これは要望として申し上げたいと思います。

それから、生涯学習との関連についても、関連性があるのだというお話でありましたが、例えば、社会的に非常に責任のある立場にあった方が引退されて、急激に老いていくというようなことがあるのだろうなと思います。私もそんなに目にしたわけではないですけれども、そういうことがあるのかなというように思います。でも、やはりいつまでも自分の役割がどこかにあるということは、心の健康ということからしても、非常に重要な視点だというように思いますので、やはり私は、いつまでも何か活躍ができる、そういった視点からも、ぜひ計画を練っていただきたいなと。必要であるならば、生涯学習とも連携したよりよいものにしていただきたいなということを要望として申し上げて、終わらせていただきます。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

嶋野委員の質問が終わりましたので、次の方。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まだまだ議論がされておりますが、私も思うところを何点かだけ質問させていただきたいと思います。

健康政策ですけれど、非常に、私個人としては思い入れのある取り組みでございまして、ちょっと過去をひも解いてみますと、平成19年5月24日に、体操三部作が発表されました。そこからこの体操の普及に随分取り組んできましたけれども、その普及するビデオには、何と嶋野委員の奥さんが前で体操されてますけれども、何度も何度も見させていただきましたが、その後、健康づくり自主グループというのがどんどん進んでまいりまして。平成20年度から健康づくりグループ交流会というのが活発に行われていまして、今も年2回、随分活発に行っていただいております。また、平成26年度から、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業ということで、ウォーキングコース、健康遊具とあわせたウォーキングコースが毎年、3年連続で設置されました。平成27年の3月に最終コースの千里丘コースが策定されましたけれども、また平成27年の5月からは、健幸ノート、まちごと元気！ヘルシーポイント事業も開始していただきまして、ことし2年目ということで、本当にさまざまな取り組みがされてきてまして、そしてまた、ことしの3月には、この摂津市保健福祉総合ビジョン2016というのができました。まちごと元気！推進プランもそうですが、あわせて、計画ということで、先にこの計画ができて、いよいよ今回

条例ということで、本当にそういう意味では、いよいよ摂津市が健康を大きく前に出して、取り組みを進めていくという、その体制がそろったという気がいたします。これからは実践あるのみということで、この目標も全て書いてありますから、その実現を目指して。一瀉千里進んでいるということになります。そういうことで、まず大変期待をしているということを申し上げておきたいと思います。

その中で、先ほど来、議論になりましたことについて、何点かお話をしたいと思いますが、まず一つ、1点目の心の健康の問題について、今、社会はストレス社会というふうに言われていまして、交通事故で亡くなる方よりも自殺をされる方が圧倒的に多いという時代になりました。平成27年度で、日本では2万4,000の方が自殺で亡くなられていますけれども、交通事故死は4,100人です。だから、6倍ということです。摂津市でも、大体交通事故死が1人ないし2人ですから、6割ということは年間でも6人ぐらいは恐らく自殺で亡くなっているんだろうと思います。

先日、知り合いの方が実は自殺をされました。私もいろいろかかわってまいりまして、医者にも一緒についていったことも何度もあります。とにかく待ち時間がすごく長いです。治療は3分か5分ということで、それに2時間、3時間も待って治療を受けるというふうな、そういう実態があって、その方も、前々日、私はお会いしましたが、次の日、もう一回、薬を変えてもらいにその医者に行くということで行かれましたけれども、薬は変えてもらえたようですが、その未明に自殺をされました。

やっぱり、こういう体制というか、見守

りとか、いろんな面を含めて、当然医者も含めて、そういう見守り体制の確立というのは、非常にこれから大きな、大事ななというふう実感しています。これからそういうネットワークや見守り体制というのも必要だなということを問題提起しておきたいと思います。

それで、話は変わりますが、禁煙の区域でございます。

先ほど、禁煙地区については、具体的な、この辺を考えているよというような話もありましたけれども、一方で、スケジュールについて大体どれぐらいの時期に決定して、どれぐらいの時期に発表して実施していくと考えているのかということと、もう一つは、吹田市の条例には罰則があります。罰金2,000円と書いてます。摂津市の場合は、こんなんありません。罰則のない中で、これをしっかり守ってもらう、徹底してもらうということになりますから、やっぱり、しっかりその作戦なり考えていかないといけないと思いますが、そういう守ってもらうためにどのような取り組みをしていこうと思われているのかということとあわせてご答弁をお願いいたします。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 藤浦委員のご質問にご答弁させていただきます。

禁煙地区についてのスケジュールということかと思えますけれども、お答えさせていただきます。

本委員会でご審査いただきまして、この議会でご可決いただきましたら、早急に地区の指定に向けて動き出したいと思っております。具体には、条例につきましては平成29年4月1日施行という形になってございます。

先ほど申しました地区についても、一応、市民の声等々を踏まえながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、地区指定に当たりましては、その地区にお住まいの方でありますとか、中には商店の方等々にご理解をもらった上で進めていく必要があるかと思っておりますので、来年早々にはそういう協議を進めさせていただいて、平成29年4月1日施行から、看板等の準備もありますので、夏場までには告示等して、地区の指定をしてまいりたいというふうなスケジュール感で現在は考えております。

もう一点、罰則のない中で、どのようにこの路上禁煙地区のPR施策を推進していくかというお問い合わせも思いますが、この件につきましても、先ほどの地区指定の件とかかわりが出てまいりますが、指定する前から、その地区の方とご協力させていただいて、ご理解をもらって、啓発を進めていきたいと考えております。

あと、この禁煙に関しましては、三師会に協力をしていただけるとお聞きしておりますので、その三師会の方々のPRも考えてございます。

もう一点は、この条例と並行しまして、環境から、環境美化推進地区についても来年度から、条例が通ればしていかれるとお聞きしております。この地区が、私どもの考えています地区と非常に似通ってくるのではないかということも市内では議論させていただいております。同じように、ここも啓発が重要になりますから、関係課と連携を深めて、啓発を進めて、より効果のある、また実効性のあるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。ご答弁をいただきました。

啓発につきましては、まさに市民にしっかりと力をおかりして、そして、オール摂津でやっぱり取り組んでいくということが非常に大事だと思います。そういう意味では、そのための自治会も当然大事やと思いますし、それから、何かしかけができるものなら、そういう推進委員的な、ごみだったらごみ減量推進委員がいますが、例えば、禁煙推進委員とか、そういったことも考えながら、ぜひ市民と一緒に取り組んでいける考え方をお願いしたいと思います。

それで、全体のこの健康づくりの推進につきましては、同じように、やっぱり今ここまで条例ができました。だから、これから大事なのは、行政は今いっぱいいろいろやっているとありますが、その推進をする組織の強化と、それから活発な活動ということになってくると思います。

今、健康づくりグループというのが交流会をされていまして、進んでおられると思いますが、そういったグループの組織化をより強化していく、例えば文化を広めているところには文化連盟という団体があります。例えば健康まつりも、今は専門の方が主催でやってらっしゃいますけれども、そういう組織をつくる中で、この民間グループも一緒になって、健康まつりを一緒に盛大に、文化ホールも使って、発表会も兼ねてやるとか、そういう推進グループを表に出すような、そういう取り組みもこれから必要だと思うんです。

それから、単に頑張れというだけじゃなくて、やっぱり何かこういう特典がありますよというものもあっていいと思うんです。文化連盟だったら、そこに加入をする

と、施設を使う際の減免措置があります。社会教育団体ということになりますが、これは第5次行政改革実施計画では検討されて、廃止の検討もされていますけれど、今は残っています。私は、やっぱり推進をするからには、やっぱりそういう特典もあっていいと思うんです。

それが一つの市としての態度ということになりますので、丸々同じような形では無理だとしても、何かやっぱりそういう組織を強化していく、組織を前に出していくための仕組みみたいなものも、ぜひ考えていただきたいと私は思うんです。これからできるとすれば、条例ができたので、やっぱり市民団体が表に出て、どんどんそれを進めていけるという体制、組織づくりがこれから大事な鍵ではないかと思いますが、そのことについてどのように思われるのか、誰に答えてもらいましょうか、平井理事で、答えられますか。

○上村高義委員長 平井理事。

○平井保健福祉部理事 藤浦委員のご質問につきましてご答弁させていただきたいと思うんですが、おっしゃるように、健康づくりを進めていくに当たりましては、我々市だけではなく、市民の皆様をはじめ、関係団体の皆様、あと、具体的にはそういった健康づくりに自主的に取り組んでいただいている各団体の皆様のご協力というのは非常に大事だと思っております。そうした皆様方がより取り組みやすい環境づくりというのも我々の役目だと思っておりますので、その辺につきましては、今ご提案いただいた点を踏まえまして、内部でも十分検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ぜひ、そういったことも考えて、本当に、皆さんが伸び伸びと活発に活動していただけるような体制というんですか、仕組みをぜひ考えていただいて、本当に、名実ともに健康づくりが活発に、そして皆さんが健康になる摂津市をぜひ目指していただいて、モデルとなる市を目指していただくことをお願いして、要望として質問を終わります。

○上村高義委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

ほかに。

増永委員

○増永和起委員 健康づくり推進条例の制定の件について質問いたします。

まず、語句について質問をさせてもらいたんですが、健康づくり関係者及び健康づくり関係団体というのはどういうものなのかということについて教えていただきたいと思えます。市民はわかりますし、事業者は民間の会社などかなとわかりますけれども、ここについて、もう少しはっきりと説明がいただきたいなと思えます。

それと、先ほどから心の健康の問題が出ております。自殺の数字が非常に高いというふうなご指摘もありました。性的マイノリティーの方々の自殺率というのが結構高いと。もちろん、性的マイノリティーというのは病気でも何でもありませんけれども、いわれなき差別とか偏見という中で、特に思春期のときには、非常に悩みも深く、自分の生きている値打ちはあるのか、ほかの人と違うということ非常に悩まれて、自殺も考えられると聞いておりますが、何か摂津市でそういう性的マイノリティーの問題でも取り組みをされているようなことがあるのかということについてお聞きしたいと思います。

それと、また、こちらは病気だと思っ
てすけれども、依存症です。たばこにも依
存性がありますけれども、アルコール依存
とか、ギャンブル依存というのも非常に問
題が大きなものだと思いますけれども、こ
ういうことについてつかんでおられると
か、対策を立てておられるとか、そうい
うことがあるのかどうかお聞きします。

以上です。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽保健福祉課長 増永委員からのご
質問にご答弁させていただきます。

健康づくり関係者と健康づくり関係団
体という語句の説明でございますが、条例
の中で本当に簡単に申しておりますが、保
健医療サービスと福祉サービスを提供す
るものということでございまして、保健医
療サービスの提供とは、治療や看護など、
直接的に身体的に施すサービスのこと、い
わゆる病院でございますとか、あと今、治
療院とかございますけれども、そういうと
ころの方を保健医療サービス提供者とい
うふうに定義させていただいております。
それともう一つ、福祉サービスの提供者と
は、日常生活を行いやすいように提供され
るサービスのことでございますので、いわ
ゆる介護の事業所でございますとか、介護
事業を行われているようなホームヘルパ
ーの派遣とかされているような事業者を
関係者としてイメージしております。

健康づくり関係団体ということで、もう
一点、そちらにつきましては、先ほど藤浦
委員からもありましたけれども、健康体操の
グループでありますとか、あと、健歩会、
ウォーキングのボランティアをやられて
いる団体でありますとか、男性だけで集ま
られていろいろ料理の勉強をされている
団体でありますとか、健康づくりを自主的

に市民の方が中心にやられているグルー
プのことを健康づくり関係団体という定
義を考えてございます。

以上でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 ご質問、2点につ
いてお答えさせていただきます。

1点目の性的マイノリティーの方に対
する取り組みについてのご質問ですけれ
ども、保健福祉課でこのテーマを主とした
取り組みというのは、現時点では実施はし
ておりません。市ということと言いますと、
人権という視点で、具体的な事業の取り組
みまではわかりませんが、一定、人権的な
視点での取り組みがあるのではないかと
考えております。

2点目のご質問ですけれども、アルコー
ル依存症対策についてということで、ご相
談いただいたケースにつきましては、主に
地域で活動されている断酒会の会合へ
のご案内や、また保健所の専門相談とい
うことで、出張相談が摂津市で実施があり
ますし、また茨木保健所本所では、頻回
に相談日等も設定があると聞いております
ので、そういったところへつなげるとい
う支援を主にさせていただいております。
また、健康に関する各種講座においては、
一般的な話に、アルコール依存症を防ぐ
という視点から、適酒というような話は
盛り込んで講座を開催するということが
ございます。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、市内において、健
康づくりに必要な保健医療サービス
を行うのは、病院とか、診療所、医
者関係ということでした。先ほど、
ほかの委員からのご質問にも、
三師会がいろいろと協力してく
れるというようなお話もありました。

健康診断の受診率が、非常に求められている数字になかなか届かないというところも、ほかの委員からご指摘があったと思うんですけども、やはり、一つは、特定健診が持ち込まれることになってから、それまでの病院で全部ひとまとめで健診を受けられるということから、それぞれ別々というような状態が出てきて、病院で、ほかのことで受診したついでに健康診断もやりましょうということができなくなっていった部分というのがあったと思うんです。やっぱり、セット健診ということについて、今は摂津市の医療機関で簡単にできないと思うんですけども、こういう条例もつくっていったって、いろいろご協力もいただく中ですので、病院でセット健診ができるという方向に、医者でも協力していただけるように努力をしていただきたいと思います。要望としておきます。

また、健診を受けるのに、やはり健診の費用というのが非常に頭が痛いところです。結構金額がはってしまうと。クーポンをいただいたりもするんですけども、やはりそのクーポンをいただくよりも、まずは無料で健診ができるということをきちっと確立していただいたら、受診率も非常に高まるのではないかと。箕面市なんかは、そういうふうやってるということで、以前、森西委員からのご指摘なんかもあったと思います。そういう方向も目指して、やはり、まずは健康診断を受けていただくということを、市としても積極的に働きかけていただきたいと思います。これは要望としておきます。

それから、もう一つ、ぜひ医者にご協力をいただけるように働きかけてもらいたいの、妊婦とか、乳幼児についても、この条例の中にも書かれておりますけれど

も、出産に対して経済的に非常にしんどいという方が、入院助産制度、これを活用することができるんですが、摂津市にただ一つ出産できる病院がありますけれども、そこではそれが使えないということがあります。何度も指摘はさせていただいてます。また、生活保護の方もそこで出産することができないということも聞いております。これに関しては、何回も働きかけてはいただいているとは思いますが、やはり1個しかないわけですから、ぜひ強く強く働きかけていただいて、お金の心配なく出産ができる、そういう病院になっていただきたいなと思いますし、またここがどうしても難しいということであれば、ぜひ摂津市にもそういう出産できる場所をもっと誘致していただくということも、せっかく摂津市の中で子育て世帯をたくさんという目標を持っているわけですから、そういう部分でも働きかけを強くしていただきたいなと思いますので、ここに関しては見解をお聞きしたいなと思います。

それから、性的マイノリティーの問題です。これは、やはり今、ようやく日の目を見てきたというか、まだまだ全体的な認識というのは低い状況です。どこの分野で、どこの管轄でやればいいのかという問題ではないと思っているので、もちろん人権のところでもしっかり取り組んでいただきたいなと思うんですけども、例えば、教育の問題であるとか、そういう場面でも非常に大切なことだと思いますし、まずいろんな市役所の窓口にいらっしゃる職員の方々にとっても、きちんとした認識を持っていただくということについて、意識もしない中で差別的な発言をしてしまったとかいうことがないよう考えていかないとけないなと思います。ぜひ、保健福祉課の健

康づくりの部分でも、これはなかなか表に出にくいですが、たくさんの方々がそういう性的マイノリティーの問題を抱えているというのはいろんな数字も出ているところですので、ぜひともお願いしたいと思います。

アルコール依存については、今、摂津市でも取り組みはされておられるということです。人数とかいうのはつかめますか。それと、ギャンブル依存のお答えがなかったので、そのことについてもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 1点目の出産できる病院についてのご質問です。

1か所、摂津市内にあります。利用がしづらい状況ということです。それにつきましては、ご協力いただけるように依頼をさせていただくという対応で進めていきたいと思っております。病院の誘致につきましては、三島の医療圏の中で、病床の機能についてのベッド数の管理等もございまして、摂津市で1か所ふやすというようなことは、現時点では考えておりませんので、今ある病院にできるだけご協力をいただくということで考えていきたいと思っております。

2点目のアルコール依存についてです。現在、アルコール依存症の病気で治療中の方が何人というような人数については、数字をお答えできない状況です。

あと、ギャンブル依存症についてですけれども、ふだんの日常の相談支援の中で、例えば、そういうことで生活が崩れていくというようなご相談や、あるいは親の年金を使い込んでしまうという相談の中で、お受けした折には、支援の中の一環として対応させていただいたり、あるいは消費者金

融等での借り入れ等の問題については、産業振興課の専門相談員の方と連携を図るということがございます。ギャンブル依存症の方についての実態についても、今、数値での把握はできかねております。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 新しい病院の誘致が難しいというお話でした。しかし、摂津市は、出生率は、大阪府下の中ではそんなに低くない市だと思います。もうちょっと大きくなってから摂津市から出ていくという話がありますけれども、やはり安心して子どもを産み、育てられるという環境づくりは非常に大事だと思いますので、ここに関してはぜひ研究をしていただきたいと思っておりますし、今ある施設、病院に、やはり粘り強い働きかけをしていただいて、市民が安心してその病院に対してかかれる環境もぜひつくっていただきたいと思っておりますので、これは要望としておきます。

それから、アルコール依存、数字がわからないということでした。かなりたくさんの方がおられるのではないかなと、周りに聞いてみましても、男性に限らず、女性、妊婦でも結構飲んでる方がいるというような話も聞いたりとか、依存症ですので、病気ですので、ご本人の意思でやめるというわけにはなかなかいかないというところでは、治療が必要なものだと思いますので、しっかりと周知もしていただき、取り組みも、これからせつかく健康づくり条例ができることですから、していただきたいと思っております。

ギャンブル依存に関しても、これは病気ですので、多重債務、何ぼ解決しても、また新たな債務をふやしてしまう。ご本人は、そのときはもう絶対やめると言っても、

これも病気ですのでやめられないという状況になって、家庭も崩壊してしまうということ、たくさんあります。全国では、それに対して、本人だけではなく、家族の会とか、いろんなものもできておりますし、いろんな取り組みもされておりますので、ここについても、ぜひ研究もしていただいて、健康づくりというところからも、これは課題としていただきたいなと思います。

それと同時に、カジノ法案が、今、国会で強行採決という状態になっております。本当に、わずか二日間、6時間の審議で、国民の中の反対が多いにもかかわらず、強行採決をされてしまっています。この問題についても、カジノができるということは、今でもギャンブル依存は世界的に見て日本は非常に高いんです。この依存症の方々というのがたくさんいらっしゃる。そういうところに、またさらにギャンブル依存を広げる問題にもつながりますし、青少年の健全育成とか、そういう問題からも、やはり非常に大きな課題があるものだと思いますので、ぜひ、このカジノ法案に対して、反対の声を摂津市からも上げていただきたいと思います。

また、大阪万博の問題が言われておりますけれども、これは、カジノをここへ持ってくるということとセットの課題ですので、大阪府に対しても、こういうことをしないようにということとをぜひ摂津市からも要望していただきたいと思います。これに関しては要望といたします。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第88号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質

疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 保健センターにおいて、介護予防であるとか、日常生活支援の総合事業の一部を実施できるようにということでございますけれども、具体的に、今までとどのような変化があるのか、少し、単純な質問でありますけれども、聞かせていただきたいと思います。お願いします。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それではご質問にお答えいたします。

今までとこれからどう変わるかということですが、今までは、介護保険に基づきます通所介護事業ということで、要介護認定の方とあわせて、介護予防ということで、要支援認定の方に対しても通所の事業を展開しておりました。それが平成29年の4月から、新規に要支援になられる方につきましては、利用ができないということで、新たに地域支援事業という枠の中の総合支援事業として、機能訓練事業を実施するということになります。今までは介護保険の中の予防給付事業を、今度は地域支援事業という、要支援認定を持たなくても利用できる要介護認定を持っておられた方と要支援認定を持っておられた方、両方が受けることができていた通所介護サービス事業から、今後は、要介護認定をお持ちの方に対する通所のサービス事業と、要支援認定をお持ちの方が、リハビリとして通うサービス事業を実施することができるよう、保健センターでも今回の一部改正をさせていただき、引き続き、要支援認定の方でも集中したリハビリが受けられるように、新たに枠をつくらせていただいております。それが主な今回の改正となります。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ということは、介護保険法が改正されて、今まで、いろいろと予防給付等受けておられた方が一部受けられなくなると。そういった方を引き続き継続してこの施設を利用していただくようにということで、今回の改正をしたということによろしいんですか。、それだけ確認させていただいて。

○上村高義委員長 わかりやすく説明してください。

川口参事。

○川口保健福祉課参事 介護予防を目的としてということで、要介護認定者だけではなく、要支援認定者も受けられることができるようにということで、改正させていただいたということになります。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 平成29年度から、また新たな計画になっていくわけございまして、そのことについて、私は、一定仕方がないところがあるのかなと思っておりますけれど、しかし、そのことについていろいろと不安をお感じの方もおられるのかなと、それ、実際にあるんだろうと思います。そういった状況をしっかりと踏まえた中で、今回、この保健センター条例の一部を改正していただくということは、非常に的を射た取り組みなのかなと思っておりますので、評価させていただいて、しっかりと、今まで以上のことができますように要望させていただいて、終わらせていただきます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 保健センター条例についてです。

介護予防、先ほど介護のところでは質問をしておりました、総合事業のC型というのをリハビリ短期集中で保健センターが行われると。また、そのつどい場などに出向いて行って、このC型で、短期集中でリハビリをされた方々が、今度は、一般の介護予防の事業になりますけれども、そこでつどい場をやっておられるようなところに通われている場合、そこへ保健センターからも出向いて行って、またリハビリをやったりということもやると伺っているんですけれども、かなり今でもハードな仕事を皆さんこなしてはるんじゃないのかなと思うんですけれども、そういう新しい形ということになっていくに際して、人員的な確保というのがどうなのかという点についてお伺いをいたします。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 ご質問にお答えいたします。

現在も、ふれあいサロンや、地域に、月に1回ですが、保健センターから、理学療法士や作業療法士といったリハビリの専門職が出かけているという事業を実施しております。

今ご指摘いただきましたように、それについても、回数がふえるなど、そういった点については、業務量としては今よりも回数は多く必要になってくるであろうと考えております。ただ、保健センターの中で行っております今までの介護保険の通所介護のサービスについては、継続実施し、介護予防の要支援の方は短期集中で実施していきますけれども、そのあたりの事業と人員については、調整を図りながら、平成29年度から切りかわりがされていきますので、その中で、具体的な数が見えてこようかと思っております。平成30年度に向け

まして、事業量を勘案しながら、また人員の体制については、必要であれば検討していくということになろうかと考えます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 新しい仕事になりますし、業務量もふえるであろうということですので、ぜひ、そこはしっかりと対応をとっていただきたいなと思います。サービスがきめ細かくできるということは、やはり仕事をされる方に余裕がないとなかなか難しいと思いますので、その辺はしっかりと対応していただきたいなと思います。要望としておきます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1 時 3 7 分 休憩)

(午後 1 時 3 8 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第 8 7 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、自立訓練に関する事業を実施するためということでございますけれども、今までは、生活介護に関する事業にこれを加えるということでありましたけれども、内容として、新たに自立訓練に関する事業ということがプラスされたのか、今までもされていて、文言を整理したりするためにこの改正をするのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それではお答えいたします。

自立訓練サービスにつきましては、今ま

では摂津市内では行っておりませんでした。対象となる利用者がおられた場合につきましては、吹田市でありますとか、高槻市でありますとか、そういう近隣のところでされている事業所がありますので、そちらで自立訓練を受けると言う形を今まではとっております。

しかし、就労しても長く続かない。就労された方が挨拶を余りできないであるとか、例えば、コミュニケーション能力が低いであるとか、また、遅刻でありますとか、欠席でありますとか、そういったご自身の健康管理も含めまして、時間管理というのがなかなかできないという現状がございます。先ほど申しましたように、摂津市内には、今まで自立訓練サービスを行っている事業所がございませんでした。そういった観点から、今回、自立訓練サービスをひびきはばたき園で行うという条例改正を上程させていただいております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしますと、この自立訓練に関するサービスは、例えば、定員があったりとか、例えば、期間があったりとか、そういうことを実施されていくのか。

それと、ひびきはばたき園全体の中で、今までにないスペースを使われて、この自立訓練のサービスを実施されるのか、その点、お聞かせをいただきたいと思えます。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 今までは、ひびきはばたき園におきまして、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型という形で、全て合わせまして 6 0 名の定員がございました。生活介護が 3 0 名、就労移行支援が 1 0 名、就労継続支援 B 型が 2 0 名でありましたけれども、この 6 0 名という定員は変えずに、今考えておりますのは、生活介

護が28名、就労移行支援が10名、就労継続支援B型が16名、自立訓練が6名ということで、同じ60名という定員の中で行うことを考えておりました、スペースにつきましても、現状のところでの使用を考えております。

期間につきましても、1年間の設定ですけれども、さらに1年は延長できるということになっておりますので、最長2年間となります。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 全体の定員は変わらずに、その中の定員を変えていくということでもありますけれども、やはり摂津市で自立訓練のこのサービスができるところがなかったということでもありますから、今まで1年間の期間と、例えば、今度、摂津市のひびきはばたき園を利用されようとする方は、定員が6名ということですから、大体年間にどのぐらい、何名ぐらい実際に今までおられて、他市に何名ぐらい行かれていたか、その点の数字の把握というのは示せるものなんでしょうか。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 1年に対して何名という数字は、今把握はしておりませんが、今まで合計して延べ十数名が他市の事業所を利用されていると聞いております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 実際十数名ということですから、今度6名ですか、それでその対応がし切れるのかどうかというのが、今答えを聞いて思ったんですけれども、その点はどういうふうにご検討されておられますでしょうか。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 現状で、就労移行支

援でありますとか、就労継続支援B型を利用される方につきましても、やはりこういった自立訓練、就労に結びつけるためには自立訓練が必要な方もいらっしゃると思いますので、その方々と話し合いを行いながら、自立訓練2年、それから就労移行支援2年と、合計4年間かけての支援、訓練を行いまして、就労に結びつける方策ということを考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 最後にしますけれども、今回新たに自立訓練のサービスが実施されるということで、それは今までに摂津市ではないことでもありますから、いいとは思いますが、仮に、実際にひびきはばたき園のニーズがあっても、ニーズに定員が及ばないのであれば、やっぱりその点は定員増ということも考えて、やはり摂津市の中で、ハンディキャップをお持ちの方が安心して生活ができるような体制づくりとか、それは摂津市でつくっていかねばならないと思いますので、実際におられる方が何名おられて、他市のサービスを使わなくても摂津市で安心して生活できますよと、サービスが提供できますよというような形をぜひともつくっていただきたいと思いますので、この点は要望とさせていただきます。質問を終えたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 今、森西委員の質問の中で、いろいろと数字のお話が見えてきたところがあります。生活介護の人数が減るといってお話もあったと思うんですが、今いらっしゃる実際の利用者が何人で、この人数を減らすことで影響が出てこないのかということについてお聞かせいただきたい

と思います。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 生活介護の人数ですけれども、平成27年度実績ですが、登録されている方が月平均28名おられます。ただ、この方々が毎日来られるということではございませんで、週何回ということもありますので、平均しましたら、1日当たり23名の方がご利用されておられます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ということは、今のお話ですと、支障はきたさないということになるのかなと思いますけれども、今後、その年度、年度で、やはり人数が変わってくることもあると思いますので、そここのところをきちっと対応していただけるように、ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど、森西委員もおっしゃっていたように、定員増ということも含めて考えてもらいたいなと思います。

それと、障害者の家族の団体から要望書も出ていることだと思うんですけれども、やはり障害のある方ご自身が力をつけても、就労ということになると、受け皿がしっかりしていないと、なかなか受け入れが難しいという問題もあります。そういうことについても、やはり企業への教育、啓発といったことをはじめ、国の施策として、一般雇用につながるというようなこととか、就労後のサポート、こういう問題もしっかりしていただきたいということで、企業や国に対しても働きかけをぜひよろしくお願ひしたいと思ひますので、要望いたします。

○上村高義委員長 増永委員の質問は終わりました。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 斎場の指定管理なんですけれども、これは初めて指定管理をするわけではないんですけれども、指定管理制度をこの斎場に導入してきて、実際どのようなメリットがあったのか、正直、私には全くわからないところがあるんですけれども、ちょっとそこを教えていただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 斎場の指定管理者制度導入のメリットでございます。

やはり、指定管理者制度を導入することによりまして、指定管理者で使用許可の申請の受け付け、前までは市役所に申請に来られていたんですけれども、今は施設で受け付け等をやっておりますので、事務の改善、効率化の面でメリットかなと考えております。

○嶋野浩一朗委員 わかりました。

以上です。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わり、次、森西委員。

○森西正委員 指定管理者を、施設管理公社がされているということでありますけれども、例えば、他市も指定管理者制度というのがあるかなと思うんですけれども、他市で、斎場がどういうところが、施設管

理公社みたいなところか、別で、全く違うようなところが指定管理者になっているのか、その点、わかるようであれば教えていただきたいんですけども。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 どの市がどういうところに指定管理者を指定しているか把握をしていないんですけども、聞くところによると、火葬炉のメーカーも指定管理者を受けているという話は聞いておりますけれども、どの市がどういうところに指定管理をとるという点は、把握しておりません。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 実際、この斎場でお勤めの方というのは、もう本当に大変な仕事だと思います。もう心から敬意を表したいと思うんですけども、どういう形でされているというのが余り見えないところであります。今、お聞かせをいただいたんですけども、今回、その指定管理者を決めるに当たって、施設管理公社がありましたけれども、他市では炉のメーカーもあるということでありましたけれども、どういうところがあつたのか、差しさわりのないところがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 今回、この指定管理者の指定につきましては、公募はせずに、施設管理公社、1者特命でやっております。というのは、指定管理者制度導入当時から、斎場の指定管理者をされておまして、この間、適切に管理運営をされていたということでございます。やはり、先ほど申しましたように、せつつメモリアルホールと一体的な管理運営というのが必要でございますので、今回は、公募はせずに、施設管理公社、1者特命でやっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 森西委員の質問は終わりました。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第80号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 先ほどの議案第79号ともこれ関連してくるんですけど、先ほどの森西委員の質問の中で、葬儀会館と斎場と一体的に管理運営をしていくというお話があつたと思ひます。そうなつたときに、そしたら、その葬儀会館をどれだけの市民の方がご利用になるかというところは、やっぱり見ていかなあかんところなのかなと思ひます。この間の決算の際にも申し上げましたけれども、葬儀会館以外の民間の施設もたくさんできてまいりまして、当然、そちら民間として運営されているわけですから、やはり、本当にそれぞれのご利用の方のニーズに応えるようなものが提供されているんだろうなというように思ひます。

そしたら、葬儀会館が今の形でずっと維持をすることが果たしてどうなのかということについては、やはり一定考えていかなあかんのかなというように思ひます。決算審査のときに申し上げましたけれども、やはり、もっと小規模での家族葬といったことも視野に入れたものも、使いやすくしていくといったことは大切なことであろうと思ひますし、そのことによって利用率を上げることが、やはり斎場と葬儀会館とを一体として運営していくということのメリットがふえていくんだろうなというふうには思ひしております。その点について、きょう、市民生活部長がおられま

すので、今後どのようにお考えなのか、少し今後の方向性をお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 登阪市民生活部長。

○登阪市民生活部長 嶋野委員のご質問にお答えいたします。

決算審査のときにもご質問されておられました。確かに、斎場の利用状況に比べまして、葬儀会館の利用状況が伸びていない状況がございます。その背景には、やはりおっしゃっておられますように、家族葬をはじめとしました葬儀に対する市民のニーズが以前とは違ってきているのではないかなということが考えられると思っております。

したがいまして、市民の方の葬儀に対するニーズがどこにあるのか、それから、その中で公として果たすべき役割がどこにあるのか、このあたりはきちっと、次の3年間をかけて整理をしていかなければならないと思っております。

ただ、葬儀会館は葬儀会館として、できてきた経過とか、経緯とか、それから葬儀会館を利用している業者の問題など、いろいろ独自の問題も抱えております。そういった問題をこの間、整理をしてきておりますけれども、まだまだどのような形で最終的に取り組んでいくのかについては未定な部分もございますので、ご指摘のありましたようなことも踏まえまして、この3年間で結論を出していきたいと考えております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 かつて市営葬儀ということでいろいろとされておられて、それがかわって規格葬儀ということをしていただきます。それは質素な葬儀をしていただくということが根底にあるんだらうと思

うんですよ。そしたら、本当に小規模な家族葬をやろうと思うと、葬儀会館ではなくて民間のところを使われると。それは選ばれて使うのであれば結構なんですけれども、しかし、葬儀といったものは本当にいつすることになるのかわからないところもございますし、それに備えて準備ができていくかというとなかなかできていないわけですし、これは言い方悪いかもかもしれませんが、自分たちの思うようなものがないところがあって、そこが大きな問題じゃないかと思ひます。

そうなったときに、葬儀会館を摂津市立のものをしっかりと持っているということは私は非常に大きな意味があると思っておりますし、それである以上は、多くの人に使っていただくということが大切だと思ひます。市民生活部長にご答弁をいただきまして、この3年の中でもう一度あり方を検討していくというお話をしていただきましたので、ぜひそういったことに、今のままでいくんだという結論ではなくて、本当に3年かけて、いろんな状況を見ながら柔軟にあり方についても考えていただきたいと思ひます。

要望として申し上げます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 摂津市立の葬儀会館に関しては、決算審査のときにも質問をさせていただいて、そのときにも市民の起債の返済自身は市民の税金からされていくということでもありますから、やはり利用を多くしていただいて、会館を多く使用していただいて、またそのような中から運営、返済をしていくのが理想といひますか、本来だと思ひのですが、先ほど市民生活部長から

も答弁がありましたけれども、斎場の利用数と葬儀会館との利用数との乖離があるということですから、その点は少なくして、民間は民間で努力をされて、民間でとられたらいいと思うのですが、ただ、市としてはその部分を民間に流れないようにしていくのが努力だと思うのですが、先ほど、嶋野委員も質問をされていましたが、例えば、家族葬とか、実際にせつつメモリアルホールで使用されたときと民間の葬儀をされたときの費用がどうであるかというのが担当で把握をされているのか、その点、お聞かせいただきたいと思うんです。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 せつつメモリアルホールを利用した場合の使用料と民間のホールを利用した場合の利用料について、本市では民間でどれぐらいの費用がかかっているのかは把握をしてございません。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 民間では、せつつメモリアルホールを使用するよりも安くなりますよということで、実際に話をされて、民間で葬儀をされているという方が多いと伺っているんです。それが実際にどうなのかというのが、市として担当で持っていないと、例えば、葬儀は市営葬儀から規格葬儀になりましたけれども、その金額が民間でされている家族葬をされたときと、せつつメモリアルホールで家族葬をされたときの金額がどうであるかというのを比べようがないと思うのです。

それを市営葬儀、規格葬儀にかわって、今の規格葬儀自身がこのまま規格葬儀で実施をしていくのか、変更したほうがいいのか。その点も実際にわからないわけですから、担当としては、実際に民間で家族葬

をした場合には、どのぐらいの金額になるかというような、その点はぜひとも研究をしていただきたいと思います。

今、せつつメモリアルホールの家族葬ということでありましたけれども、今の会館の中を例えば、家族葬が使用できるように分けるという考えがあります。せつつメモリアルホールの裏に空地がありますけれども、あれは指定管理の中の部分には入っていないと思うんですけれども、以前、将来にあの部分をせつつメモリアルホールの建て替える土地ということで購入をされたと思うんですけれども、例えば、その活用も考えているのか。

恐らく私の勝手な思いですが、その裏の空地の部分は、車をとめるときに警備員が誘導されたりということでありました。警備員が出ているということは、そこは施設管理公社からの警備員が採用されてということになってくると思うのですが、それも業務の中に入ってこようかと思うのです。その点がどうなっているのか。お聞かせいただきたいと思います。

せつつメモリアルホールの西側に運送会社が事業をされているところがあると思います。その間にスペースがあります。空地スペースといいますか。そこが将来はせつつメモリアルホールの裏を駐車場にしたときに、そこを道路として活用することで、スペースがあると思うんですけれども、その考え、その点も今担当ではどういう考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 まず、せつつメモリアルホールの裏の空地ですけれども、あれは建て替え地として用意したわけではなく、もともと駐車場として購入したものでござ

いますので、今、砂利ですけれども、駐車場として現在も活用しております。駐車場としての位置づけでございます。

横の西側の道路でございますけれども、これにつきましては、今年度、道路交通課で実施設計をお願いしております、恐らく来年度には道路の着工をされることと思います。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 裏が駐車場ということですか。私が認識不足で、今お聞かせいただいたのでわかりました。裏が駐車場ということで考えると、例えば、家族葬を行うとすると、駐車場ではそれができないということになります。例えば、その一部を利用したりということも検討すべきだと思うんです。

建物は今、1階、2階、3階がありますが、今のホールの中を例えば、半分に仕切ったりすると、なかなか厳しい部分もあるかと思いますが、これ以上は言いませんけれども。家族葬ができるようなもの、市民のニーズ、これからの葬儀がニーズに合うような形を市としては市民のためにつくっていくべきだと思うのですが、これは要望とさせていただきます。ぜひとも検討をしていただいて、市としては民間のところに行かないように、いかに努力をするかだと思うので、民間は民間で、せつつメモリアルホールから自分のところに来るようにという努力をされたらいいと思うのですが、その点はぜひとも考えていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。質問を終わりたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 一般会計でもお聞きしたので、1点だけ気になるところがあるのでお伺いしたいと思います。

指定管理者評価結果の中で、葬儀会館のところの個人情報保護というのが5番に出てきます。ここが低いんです。斎場も低かったんですが、斎場はパソコンデータの管理が知識不足という内容で中身がわかるんですが、このせつつメモリアルホールのほうは、「申請者も個人情報が含まれる書類の保管庫に鍵をかけるなど適切な管理を実施した。入退室管理についてはさらに工夫をする必要を感じている」と指定管理者の評価が出ていて、市の評価が、「職員の意識も高くマニュアルに基づく個人情報は適切に管理されている。出入り業者の入退室管理については、より厳格な運用を期待する」となっています。

職員の個人情報の管理はそれでいいけれども、出入り業者の関係で問題があるということで4の評価をされています。これは具体的にどういうことを指して、これを書かれているのか、実際に何かあったことがあるのでしたらそれも教えていただきたいですし、何がまずくて、どうしなければいけないと思っているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 ご指摘いただきました評価シートの個人情報保護の部分でございます。これにつきましては、日ごろから指定管理者には個人情報の管理に努めていただいているんですけれども、やはり事務室のスペースが狭い中、業者の出入りが多く、名簿を開いたりとかしますので、出入りの部分で、出歩くときはきっちり鍵をかけるでありますとか、決して個人情報が

漏れているということではなく、業者の出入りが多いので部屋の入退室に気をつけてということ、この評価となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 わかりました。業者の出入りが多い、名簿が見えている場合があるかもしれないというような内容だということです。やはり個人情報の問題です。気をつけていただきたいと思いますし、ここに問題があるということになると、いろんなことが出てくる可能性がありますので、今、具体的にここで何かをお話しするつもりはありませんけれども、ぜひきちんとした管理をしていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員の質疑が終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2 時 13 分 休憩)

(午後 2 時 14 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第 82 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今回の農業委員会の委員の定数を定める条例で、定数自体は今までと変わらないという認識をしているんですけども、市長の任命制になるということで、農業委員会の委員として会議に出席される方の名簿も若干変わってくるところがあるのかなと思います。

実際にどういった方が農業委員会の委員として、今までは任命されなかったんだけれども、今回任命される可能性が出てくるのか。それによって、どういったことを

行政として期待されているのか、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 辻農業委員会事務局長。

○辻農業委員会事務局長 公選制から市長の任命制になったことによりまして、それに絡みまして、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとか、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないという規定がございます。そちらは現在行っておりませんが、公募で対応ができればと考えておりますので、利害関係がない、性別・年齢に偏りが無いというところがもしクリアされるようであれば、また新しい立場でご意見を寄せていただけるものと思っております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今、お答えいただきまして、利害関係のない方を新たに任命される可能性もあるんだと。年齢であるとか、性別が著しく偏らないようになると、今まで、農業委員会の中で委員として会議に参加することがなかったような方も参加されることになってくるのかなと思っております。

そうなったときに、都市農業のあり方といたことが議論されているところがございます。摂津市におきましても、農地がどんどん減っていっている中で、摂津市は当然、都市近郊農業の中に含まれるわけでございますので、今までと違ったアプローチ、意見も出していただけたことが私は一番大きなメリットなのかなと思っておりますので、ぜひ今回の改正を上手に活かしていただけるようなことで、よろしくお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 根本的に教えてほしいのですけれども。法律改正、以前は選挙によって選ばれておりましたが、それが廃止になったということでありまして。それがもともと廃止になるということ自身は、何らかの問題があって、そういう形になったのか、その点、わかるとこがあれば教えていただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 辻農業委員会事務局長。

○辻農業委員会事務局長 特に公選制によって農業委員を選任することに対して、何か問題があったからこうなつたという認識はしておりません。ただし、選挙で選ぶときに、そういう年代的にどうしても偏りができてしまうこととございまして、選挙以外の委員の選び方についても農業関係団体、農協、農業共済、神安土地改良区、議会推薦等々で選ばれた委員、合わせて16名で運営していたわけですけれども、どうしてもその辺、偏りが生じているところはあつたかと思ひますので、中立・公正に少しでも行っていきたいというところであろうかと推測いたしますが、実際の話としては、私のほうでは把握しておりません。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 都市近郊農業がだんだんと耕作地が減少してきて衰退になっているのが現状でありますから、そこに新たな考えということは必要だと思ひますので、そういうことかからいますと、今までの選定の制度では近郊農業が復活する、発展するというのはなかなか厳しいのかなと思ひますので、これを期に新たな考え、斬新

な考えを持っておられる方とか、そういう方もぜひとも取り入れていただいて、近郊農業発展に向けて、ぜひとも努力をしていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○上村高義委員長 森西委員の質問は終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 公選制を廃し、任命制にするということです。国の方向性としては、やはり農協の問題であるとか、TPPの問題であるとか、さまざまな中で、民主主義を貫くという立場から、やはり権力の意を汲んだメンバーをとということが下には流れていると思ひます。

ただ、摂津市としてどうなのかということについては、今までも行政と一緒に努力をして委員はやってこられたと思ひますし、そのところは今後も変わっていかないのかなと思ひますし、今のお話で公募もということとございまして、より開かれた制度として活用していただけるかと思ひますので、その部分についてきちんと市としての姿勢を持っていただきたいということと要望といたしますので、よろしく願ひいたします。

○上村高義委員長 増永委員の質問は終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時21分 休憩)

(午後2時23分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第90号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 この中に、提案理由として

は地球温暖化の防止及びこれの適用並びに環境教育、環境学習及びまちの美化の推進に関する措置を講ずるためということでありませけれども、具体的に、例えば、環境教育、環境学習の点に関して、以前と条例をしてどう変化、変わりがあるのか教えていただきたいと思うのですけれども。

以前から、例えば、第69条では空き缶等の投げ捨ての禁止という部分の記載があります。その点に変更はないのですけれども、例えば、空き缶の投げ捨てはしてはいけないというのは、当然市民の方は十分に理解されていると思います。

この条例の中にそういう記載があるということ自身は、市民の方はわかっていないと思うのです。罰則もないですから、市民の方にどうやって条例に盛り込まれていることを広く周知をするかというところが大事だと思うのですが、その点もあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 まず、環境教育、環境学習につきまして、以前の条例では基本的には学習、そして教育というのはみずから行っていただくということが非常に大きな柱になっているかと思うのですが、そこに対して条例上の中では支援をするとしかなかったかと思います。

今回は、我々にとっては支援だけではなくて、そういう環境教育、環境学習ができるような場の提供、もしくは情報提供、そして特に未来を担う子どもたちに対して、環境というものを訴えかけて、その中で学習していただけるようなことを考えていきたいと思っております。

それと、空き缶等の投げ捨てでありますけれども、確かに条例の中にはどこにあるのだと思われているような方がおられる

かと思えます。我々といたしまして、非常にごみの多い、投げ捨てが多いようなところにつきましては、ポイ捨て禁止の看板等というのを設置して、PRはしてきておりました。今回、条例の中で改正させていただければ、環境美化の推進地区という形のものをつくりまして、PR活動、啓発活動というものを一層進めていきたいと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 環境教育、環境学習というところですが、今、答弁をいただいたのですが、例えば、具体的にこういうことをしていこうという部分をお持ちなのか、教えていただきたいと思えます。

今の推進地区という答弁がありました。これは推進地区というのは市内全体ということで考えられるのか、例えば、特定の地区という形を推進地区というところまえをされるのか、その点お聞かせいただけますでしょうか。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 環境教育、環境学習の具体的な取り組みでございます。従前、ごみの減量化ということで環境業務課でリサイクル絵画展というのをやっております。それを我々とリンクさせて、入賞者の作品をパッカー車に拡大して張らせていただいて、PR活動や環境に対する子どもたちの意識を高めていただくということに取り組んでまいりました。

今後につきましては、リサイクル絵画展を拡充させていただくことで、環境としての絵画展に取り組ませていただいて、市内の目につくようなところに、子どもたちの入賞者の作品というものを展示していけたらということも考えております。

それと、推進地区でございますが、一応、

市内は全てポイ捨て禁止ということで条例上はなっておりますので、決まった一つのモデル地区という形で指定させていただいて、そこで啓発活動等々を進めていきたい。保健福祉課の健康づくりの条例で、禁煙区域の設定ということもあるかと思いますが、そことかぶらせて相乗効果を狙ったPR活動等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 たばこのポイ捨てとか、空き缶の投げ捨て、本当に多くあって、これは摂津市だけに限られることではないですけれども、市内全域を見ても、私も地域でゴミ拾いをしていますけれども、本当にたばこのポイ捨て、空き缶の投げ捨てというのが多くて、自然のものでありますと、それは自然にかえります。けれども、人間のつくったものというのは自然にかえらずに残るだけでして、結局誰かが取らない限りは、そのゴミは残り続けるわけです。

結局、行政が取っているか、あるいは地域の方がボランティアで取っているか、事業所の方が取っているか、市民の方が取っているか、取らない限りはゴミはずっと残ったままです。

いつも私はゴミを拾いながら思うのは、捨てる人間がいなかったら別に取る必要がないので、その意識です。簡単にぼいぼいと、たばこの吸い殻でもポイ捨てをするということは、そこに簡単にほかしても、罪悪感がない。意識がないというところだと思えるのですけれども、まずはそれをほかしてはいけないよというような意識づけを市民の皆にどうやってするかだと思うのですが、その点がなかなか市としてできていないというのが、状態だと思うのです。

そこをどうやって市民全体に意識づけをしていくのかというところが必要かと思うのですが、その点、条例の中に盛り込まれているとは思いますが、実際にどうやってそれを行っていくのか。もっと地域に入っていったりとか、もっと学校に、子どもにというようなところに入っていかなければならないと思うのですが、その点、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 ごみのポイ捨ての件でございますが、既に市内ではいろんな方がボランティア活動でゴミを拾っていただいているようなケースはよく見受けられます。我々といたしましては、そういったボランティアの輪を広げていって、まずきれいにさせていただく。きれいなどころにはなかなかゴミも捨てにくいという気持ちがあるかと思えます。そういったところも取り組んでいきたいと思っていると同時に、先ほどの絵画展の中の入賞者の作品の中に、ゴミのポイ捨て、子どもたちの描いたポイ捨て禁止のポスターが結構含まれているケースが多いと思えます。

そういったものを活用しながら、まちの中に子どもたちのポイ捨て禁止のポスターを張っていくことで大人の方々の気持ちに訴えていくということを進めていけたらと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 恐らくたばこのポイ捨てをするということは、灰皿を持っていないから、恐らくポイ捨てをするんだと思うんですけれども、その点は携帯灰皿を持ってもらうように推進をしていくとか、そういうことも必要だと思うんです。

先ほど答弁がありましたけど、きれいな

ところにはなかなか捨てにくいというところがありますから、きれいなごみの落ちていない場所をふやしていかなければならないと思いますので、きょうの別のところでの議論の中でも、たばこの禁煙の話もありましたけれども、やはり課をまたがって、そういう対策、オール摂津で取り組んでいかなければならないと思いますので、環境政策だけじゃなくて、例えば、市全体の政策として行っていくとか、そういうことも必要かと思っておりますので、摂津市の中でごみが一つも落ちていないというきれいなまちをつくっていくべきだと思います。それを摂津市から日本全体に、世界に発信をしていければ素晴らしいことかと思っておりますので、ぜひともそういうところの検討を考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、第13条の2と3なんですけれども、新たにこの2条が加えられたわけがございます。地球温暖化の防止ということと地球温暖化への適応ということで書かれているんですけど、これに相当する取り組みというのは今までもされてきたと思います。今回新たに、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正するという事は、恐らく新たな取り組みといったことが念頭にある中でされているのだらうと思っておりますけれども、その点について、今のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

これは森西委員もおっしゃっておられましたけれども、新たな第81条の中におきまして、空き缶等の投げ捨てるの禁止のことです。環境美化推進地区を指定し

ていくということになるわけですが、しかし市域全体がポイ捨てるの対象地域になっているわけです。その中で、何かこの地区を指定するという事によって、私は何かまた弊害が出てくるのではないかと。この地区では、ポイ捨てるはしてはならないけど、ここではいいのかなという印象を与えないのかなと、うがった見方をしてみようところがあるんですけれども、そのことについても少しお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、空き缶でありますとか、たばこの吸い殻でありますとか、今、環境政策課長からボランティアの輪を広げてやっていくんだというお話がありましたけれども、確かにボランティアの力で除くことはできるだらうと思ひます。

ただ、しかし、もうちょっと大きくなったときにどうなるのかということなんです。

例えば、市内でも産業廃棄物に相当するようなものが捨てられているという状況があるのかなと思ひます。そういったところをなくしていくとなると、これは当然、到底ボランティアの力ですということには限界があるわけがございます、そこは公の力としてやっていかないとはいけません。そういったところが盛り込まれるべきだらうと思っておりますし、そうなったときに、その取り組みをより効果的なものにするためには、今は防犯カメラが市内いろんなところに設置をされておられますけれども、産業廃棄物等の投棄を防ぐといった観点からも、そういった取り組みができないものかと思ひているのですが、その点についても何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 三浦環境政策課長。

○三浦環境政策課長 まず、温暖化対策の施策等々であろうかと思えます。これまで環境家計簿の取り組みとか、グリーンカーテンとか、そういったものには取り組んでまいりました。これは今まで地球の温暖化、温室効果ガスを減らすというスタンスでの取り組みであったかと思えます。

今後は、当然これについてはこれからも取り組んでいくということをお大前提の話として、適応化、つまり一定進む温暖化にいかに対応していくかということが今後問われてくるかと思えます。

去年のCOP21の中でもそういうことが出てきております。そういったところで、先ほど温暖化対策といったグリーンカーテンとか、あとは摂津オアシスとか、そういったものも適応化ということになってくるかと思えます。

我々としたしましては、今後、新たな取り組みとしまして、クールスポットの創出ということができないものかということを検討していきたいと考えております。

それと地区指定によって、ポイ捨てを逆に誘導することにならないかという形の件かと思えます。この地区指定というのは、我々が考えておりますのは、当然、市域全域でポイ捨て禁止になっておりますので、それを皆さんに十分知っていただきたいという形で、PR活動、啓発活動を中心とした取り組みを推進地区の中でとり行っていきたいと考えております。

皆さんにそれを知っていただくことで全域に広げていきたい。ボランティアの輪もそこを中心に広げていければいいなと考えております。

それと廃棄物の投棄、産業廃棄物等々の不法投棄という話でございますけれども、現状では道路管理者で撤去活動をやっ

いただいている。もしくは施設管理者での撤去をやっていると思えます。

また、防犯カメラの設置につきましても、必要に応じ、いろいろなところで取り組んでおられると聞いております。今回の条例改正の中では、どちらかというとなりかたかそういった啓発といったものを中心とした形のものを考えておりますので、防犯カメラにつきましても、今この場ではお答えできかねると考えております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今回、違う議案になりますけれども、議案第81号で健康づくりの推進条例も出されて、これは理念をうたった条例なわけです。それに沿っていろいろな計画等も用意されているわけございまして、この議案第90号も基本的には理念を書いておられるのだらうと思えます。

ただ、その理念をそしたら唱えるだけでいいのかとなっていくと、やはりしっかりと取り組む、具体的な取り組みとして、落とし込んでいかなあかんということになっていくんだらうと思えます。新たに第13条の後に、2と3を具体的につけていただいているわけですよ。今まで、例えば環境家計簿の取り組みであったりとか、グリーンカーテンを広めていったりといろいろされてこられました。そこについては、私も評価をしてるわけなんですけれども、それにプラスしてクールスポットの創出をしていこうということについては、これも異を唱えませんが、せつかく条文として入れていただくのであれば、やはりもう一歩進んだ具体的な取り組みが必要ではないのかなというように思っておりますので、この件については、今お答えすることは難しいと思えますけれども、しかし大

切な観点とと思いますので、しっかりとその点については今後ご検討いただければなというように思います。

それと、環境美化推進地区を指定することによって、それ以外の地区におけるポイ捨てを誘発することにつながるんじゃないかということで、ご指摘をさせていただきました。環境政策課長にお答えいただいたわけなんですけれども、その前提として、市域全体がいわゆるポイ捨ての禁止地区なんだよということを、やはり、これは当たり前だからもう言わなくてもいいんだということではなくて、あわせて強く出していかな意味がないと思うんですよ。そうしないと、私が申し上げたような懸念も出てくるのかなというように思っておりますので、ぜひそこは環境美化推進地区を指定して、そこでさまざまなPR活動等していくとともに、やはり大前提のところもやはり忘れずに、しっかりと捉えていくということが大切なかなと思っておりますので、その点もあわせてお願いをしたいと思います。

それから産業廃棄物のことについて触れさせていただきました。道路管理者であるとか、施設管理者が適切に処理をしてくれているんだろうというお話であったわけなんですけれども、ただやはり摂津市の環境全体をよりよいものにしていこうとしている担当課なわけでありますので、それはそれとして、それも踏まえて、そしたら摂津市全体の環境をどうよくなっていくのかということについては、もっともっと主体的に提案もできるんだろうと思っておりますし、いろんな投げかけをして、むしろしていただきたいなというように思っておりますので、この場では防犯カメラを設置できないということしか言えない

のかもしれませんが、じゃあそれが、摂津市の環境をよりよくしていく中で必要であるならば、どんどんと、むしろ投げかけていただきたいなと思っております。その点を強く要望させていただいて、終わらせていただきます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問は終わりました。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来さまざまに議論をされていますので、私からは2点だけお聞きをしたいと思います。

一つは先ほどから強く言われてます、第13条の2、第13条の3を追加されたということで、地球温暖化防止について条例の中に込められたということで、これも一つの市としての方針というか、決意のあらわれでもあろうと思うわけですが、先ほど来答弁でありましたように、パリ協定が昨年決まりました。ことし、ようやく日本も批准をしたということで、これからのその発効に向けた取り組みはどんどん進んでいきますが、2013年度をベースとして、26%削減ということで、その前の京都議定書を受け入れるような形で、実は摂津市も地球温暖化防止地域計画というのをつくりました。これは平成29年度で中間見直しということになると思うんですけども、その現在ある計画からしますと、随分環境は変わってきています、原発事故があったりとか。それから、摂津市もプラスチック類を燃やせるようになったりとか、いろいろ環境が変わってきていますけども、一定このようにしっかり取り組むということの下で、この地球、摂津市の地球温暖化防止計画の扱いを今後どのように考えておられるのかということの一つ。

それから、次に第81条です。環境美化

推進地区の指定のことですけれども、ずっと、私も地元自治会で美化活動が続けていますけれども、随分きれいになってきているようにみんなで言ってるんです。何も落ちてなくなってきたなど。電柱にもいっぱいいろんなものを貼ってましたけど、最近もう全然はがすものがないなどか。随分マネーも上がってきてると思うんですが、1点悪いのはやっぱり中央環状線沿い、ここはやっぱり摂津市の人だけではなくて、いろんな地域の人が通過するときに、特に信号待ちをしている近辺、その辺には結構ごみが捨てられます。特に、直接市民から言われたのは、守口市から北大阪流通センターのほうへ向かう中央環状線の一部で右折レーンにずっと沿って、山のようにごみが捨てられているところがある。あれを見てどう思いますかということで、随分市民から直接言われたことがあります。実際に、あそこは危ないし取りにくい場所です。たまっていくということで、中央環状線沿いについてはなかなかポイ捨てというのが減らないなどというのを実感してるんですけど、アドプト・ロードということで、市民団体で随分、掃除活動もしていただいているんですけど、それについては茨木土木事務所も看板を立ててくれたり、掃除用具を提供したりということで協力してくれています。掃除については協力してくれずけれども、こういう禁止をさせるということなどについて、摂津市だけではなく、あそこは当然大阪府の管轄ですので、やっぱりできれば茨木土木事務所も巻き込んでしっかりその区域としての協力を得ていくことがやっぱり大事だと思うんですけど、その辺のお考えについて一度ご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 まず、摂津市の地球温暖化防止地域計画の扱いでございます。地球温暖化防止地域計画につきましては、平成32年度を目標年度として、平成2年、1990年ベースで20%のCO₂削減ということを考えてつくっております。ここに関しまして、パリ協定で国の求めています平成25年度をベースに平成42年で26%削減だったと思うんですけども、それと比較いたしまして、社会情勢、経済状況等々は変わってきております。東日本大震災の影響もありまして、原発がとまってしまうということもございました。そういったことから、数値目標としては非常に整合性をとるのがどうかなというところはあるかと思いますが、ただここで地球温暖化防止地域計画を変更するということは考えてはおりません。それはそれで32年を目標に20%削減というところについて、一応目標を置いて取り組んでいきたいと思っております。ただ、これにつきましては従前からいろんな場面でご説明させていただいてるかと思いますが、非常に数値的などところは取り扱いが難しいところです。経済状況等々で大きく変化しているところがありますので、取り組み状況で評価をしていきたいなど考えております。

それと、中央環状線の美化対策ですけれども、信号の手前等々というのは、確かに委員のご指摘のとおり非常にごみのポイ捨てが多いところではあるかと思っております。ここらあたりに、先ほどご説明させていただきました、小学生の児童が書いたごみのポイ捨て禁止のポスターみたいなものを張っていけたらなどは思っております。子どもたちの書いたポスターでドライバーの皆さんが気をつけてくれるよう

になればと我々のほうでは考えておりません。

以上でございます。

○上村高義委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 摂津市の地球温暖化防止計画については、見直さないけれどもいろいろ対策などをとって取り組んでいるということでございますので、しっかりとやっぱり条例に書き加えたということで、その決意を今度は実践に移すという意味でもしっかりと取り組んでいただきたいということを、これは要望しておきたいと思っております。

それから、中央環状線沿いのごみの対策につきましても、先ほど子どもたちの書いた絵画をポスターとして活用するようなことも言われていましたし、できたら大阪府の茨木土木事務所も巻き込んで協力してもらって、やっぱり茨木土木事務所が管轄しているところですから、そういう意味では物的、量的、また資金も含めていろいろ協力をいただいて、ぜひともタッグを組んで、摂津市以外の方が結構通ってますので、大変難しい課題だと思いますけども、これはある意味では摂津市の大動脈ですし、ぜひともそのことについてはしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いして、要望として終わります。

○上村高義委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 環境の保全及び創造に関する条例について、質問いたします。

先ほどから出てますように、地球温暖化防止のための項目第13条の2、第13条の3が入ったということで、それは非常に前進だというふうに思っております。この地球温暖化の問題は、全人類の喫緊の課題

と言っても間違いはないかと思っております。日本の取り組みはまだ非常におくれているということです。化石燃料の大量使用ということをやめるということが一番の、CO₂削減にとっては非常に大切なことだと思います。いろいろと市民の皆さんの節約などによって、努力をするということはもちろんすごく大切なことですが、かわる、再生自然エネルギーです、これの利用ということがやはりこの問題に対しては抜本的な対策だと思います。先ほどある程度上がってしまうのは仕方がないから、それに対して適応化もということがありました。いろんな被害が出てきますので、適応化ということについてもきちんと取り組んでいただくということは非常に大事なことだとは思っていますけれども、まずはやはりこの温暖化を進めない、そのために何をするのかということが私たちに投げかけられた大きな課題だと思います。そういう中で、やはり自然再生エネルギー、これをどう普及していくのか、活用していくのかということが摂津市にとっても今やらねばならない問題ではないだろうかなと思います。摂津市も、駅でありますとかいろいろと公共の設備には太陽光パネルなどを取りつけていただいて、別府のコミュニティセンター、11月に完成しましたけれども、ここの上にもつけるというようなことも取り組みを進めておられます。これをさらに進めて、市民の皆さんが太陽光発電をするであるとか、そういう自然エネルギーの活用をすることに対して、補助制度、こういうものをつくっていくということ、このお考えがないかということについて、お聞きいたします。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 再生可能エネルギー

一に対しての補助でございます。摂津市域で考えられる再生可能エネルギーというのは、最も多いのは太陽光発電であると考えております。この太陽光発電でございますが、最近、大分普及が進んできているという国の資料もあるかとは思いますが。その中で、国と大阪府がエネルギー使用を実質ゼロにする住宅を進めようという取り組みを始めております。そこにつきましては例えば高効率空調機のように省エネの換気システムを太陽光発電と一緒にすることで補助を出しましょうという、そういう制度も設けておられると聞いておりますので、そういったところをご紹介させてもらいながら、再生可能エネルギーについて普及を図っていききたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、大阪府の制度とかご紹介いただきました。もちろんそういうこともどんどん紹介をしていただきたいと思っておりますけれども、例えば埼玉県なんかですと、市民共同太陽光発電事業補助制度というようなのがありまして、市民が共同体として発電所づくりというふうな取り組みなどもやっております。いろんな形でこの再生可能エネルギー、自然エネルギー、これを広げる、そういう立場で摂津市もぜひ取り組んでいただけたらなと思っておりますので、ぜひ研究していただいて、実現をしていただきたいなど、要望としておきます。

それと、先日ダイキン工業から塩酸が漏れるということがありました、テレビなどでも報道されました。幸いなことに、救急搬送された方々も工場内の下請のところの方々だったみたいですが、軽傷だったということですし、地域へ漏れるということ、影響があるということは一切なか

ったと聞いておりますけれども、私たちは地域の自治会で先日ダイキン工業からご招待いただきまして、施設内見学などもさせていただいて、防災の部分とか安全の部分とか、非常にしっかりと頑張っておりますという話を伺っていました。地震があっても浸水があっても一切外に漏らさないということで取り組んでいますというお話をいただいたところだったんですけども、今回配管のところから塩酸が漏れたということで聞いております。やはり、市民にとっては非常に不安が募る問題です。何か影響があるということがあってはなりませんし、そういうことについて環境の面からどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思っております。また、ダイキンのことだけではなくて、鳥飼でも臭気の問題というのがあると伺っております。大阪府には基準があるとは思いますが、摂津市では臭気ということについてはなかなかそういう基準がないとお聞きしてるんですけども、これについて摂津市はどのような対応をされているのか、ご近所からはかなりもう強い臭気なので、本当に困るというふうな声が上がっているというふうにも聞いてますので、ここについてもお聞かせいただきたいと思っております。2点です。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 まずダイキンの件でございます。ダイキンの事故に関しましては、宿直から私に連絡が入り、もう夜遅かったということもありますので、すぐに近くにいる職員に現場に行き調査等々をするよう指示させていただきまして、一応最終まで確認をさせていただきました。その結果、特に外へ漏れるということもありませんでしたし、周辺に影響がなかった

と我々も報告を受けております。今後とも、そういうことがあれば直ちに現場へ急行させていただきまして、周辺への環境影響についての調査を直に行いたいと考えております。

それと、臭気の件につきまして、摂津市でも基準は一応ございます。ただ、臭気というのは非常に難しい話でございまして、騒音とか振動であれば数値がぼんと機械でわかるんですけども、臭気というのはその場でダイレクトに数値で幾ら幾らということが、なかなかわかるものではございません。そのため、我々、パトロールを頻繁に行わせていただきまして、においの強いときなんかにつきましては工場に指導という形で入らせていただいております。事業所に対しても今後とも指導は続けさせていただいて、生活環境の改善につながるように努めたいと思っております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ダイキン工業の問題は、夜起こったことですので、非常に対応していただいてきちっとやっていただいて、よかったなと思っております。その仕事に当たられた皆さんには本当に感謝しておりますので、お疲れさまでございました。今、今後もすぐに対応ということで、そういうことはぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけども、今回の事故原因とか、それから今後それが起こらないようにするためにはどうするのかということについて、ダイキン工業といろいろ協議をされておられるようでしたら、それについてもお聞かせいただきたいですし、また地元の皆さん非常に不安に思っておられるので、それをどんなふうに地元に戻していくのか、考えがおありでしたらお聞かせいただき

たいと思います。

○上村高義委員長 増永委員、この件は条例とは関係ないので。

○増永和起委員 はい、じゃあそういうことをぜひお願いしますという要望にしておきます。

臭気の件に関しましても、ぜひ地域の皆さんの声しっかり受けとめていただいて、動いていただきますように要望といたします。

終わります。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わり、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 分 休憩)

(午後 3 時 7 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

通告があります。

森西委員。

○森西正委員 議案第 7 5 号、議案第 7 7 号について、反対討論をいたします。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、両会計とも人事異動により人件費が削減され、一般管理費がマイナス補正となっております。しかしながら、国の人事院勧告により、人件費引き上げ改正がなされました。今回、特別職については人事院勧告に沿わず、引き上げ改正を実施していません。世間では景気が回復していると実感されておらず、本市の財政が厳しいと市民に説明されている中、一般職についても特別職同様に人事院勧告に沿うべきではありません。

したがって、議案第 7 5 号、議案第 7 7 号について、反対討論といたします。

○上村高義委員長 ほか、ないですか。

以上で討論を終わり、採決します。

議案第73号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第88号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第89号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第90号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後3時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 嶋野浩一郎